

平成29年度 生活困窮者自立支援制度 ブロック会議説明資料

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

1. 生活困窮者自立支援制度の 取組状況について

生活困窮者自立支援法における支援状況

- 施行後2年間での支援状況は、
 - ・ 新規相談者は約45万人、
 - ・ プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、
 - ・ 就労・増収した人は約6万人、
 - ・ 支援における就労・増収率は約7割
 といった状況にある。

- 平成27年度と28年度を比較するとプラン作成件数が伸びており、相談を包括的に受け止めて支援することが定着してきているといえる。

- 就労・増収率の実績は高い水準にあるが、支援においては、一般就労や増収といった状況だけでなく、それらに至るまでのステップアップを丁寧に把握していくことも重視。

【参考】国の目安値・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(H30年度)
新規相談件数	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月 当たり換算で26件
プラン作成件数	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	7件	7件	プラン作成件数の 60%
就労・増収率	42%	70%	75%
1年間でのステップ アップ率	—	80%	90%

※ 新規相談件数・プラン作成件数・就労支援対象者数は人口10万人・1か月当たり。

※ 就労・増収率のKPIは、実績を踏まえH28年度に見直しを実施。

※ H29年度からKPI・目安値に「1年間でのステップアップ率」を追加。

支援状況調査集計結果(H27.4～H29.6)

	新規相談件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・ 増収率
	総数・件	人口 10万人 あたり	総数・件	人口 10万人 あたり	総数・件	人口 10万人 あたり	総数・件	うち就労支援 対象プラン 作成者分	総数・件	うち就労支援 対象プラン 作成者分	
H27年度	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28年度	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29年度 (4月-6月)	60,612	15.8	18,219	4.7	8,091	2.1	6,407	4,466	1,603	1,075	68%

(出典)生活困窮者自立支援制度における支援状況調査(生活困窮者自立支援室)。

平成29年度
生活困窮者自立支援制度の実施状況調査
集計結果

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

調査の目的

全国の福祉事務所設置自治体における事業実施状況を国において把握し、その調査結果を自治体へ提供することにより各自治体における取組の推進に資することを目的とする。

主な調査内容

1. 自治体の基礎データ
2. 法に規定する事業の実施状況
3. 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業における支援員の配置状況

調査時点

平成29年4月1日

調査期間

平成29年4月5日（水）～4月21日（金）

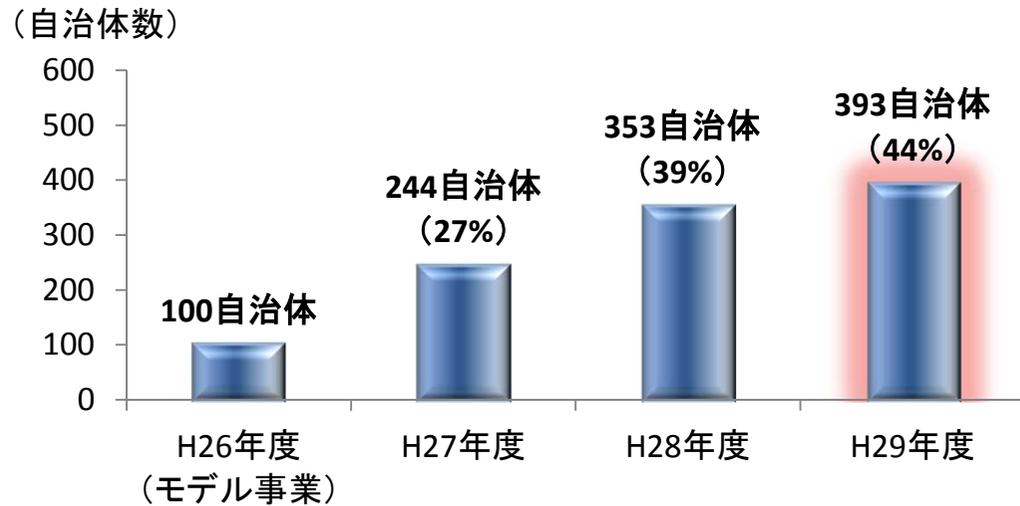
回収率

100%

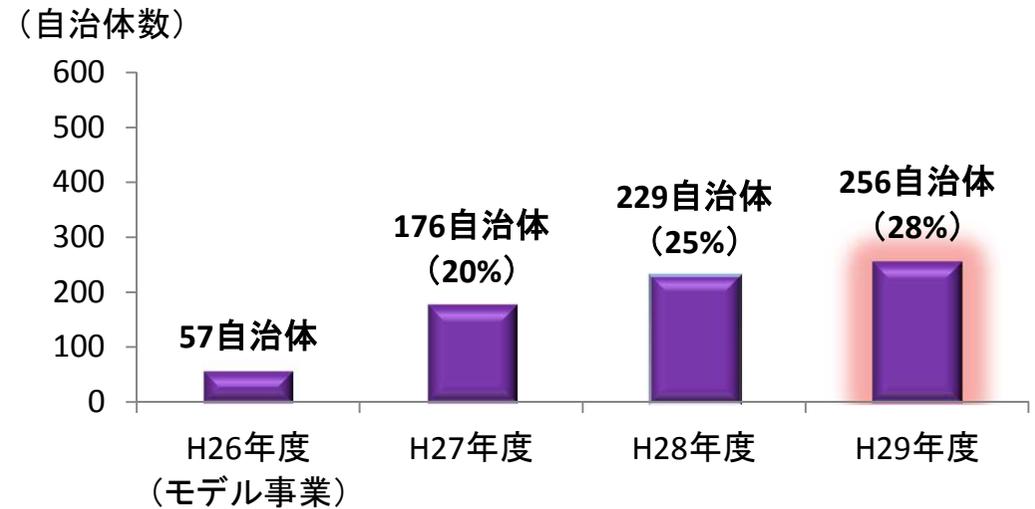
1 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

○ 平成29年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。
（自治体別の状況は別添のとおり）

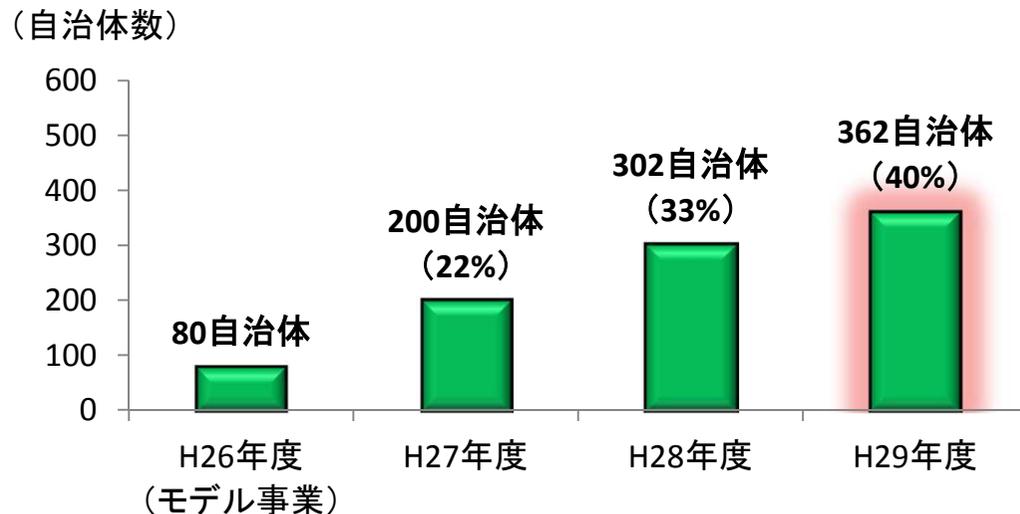
就労準備支援事業



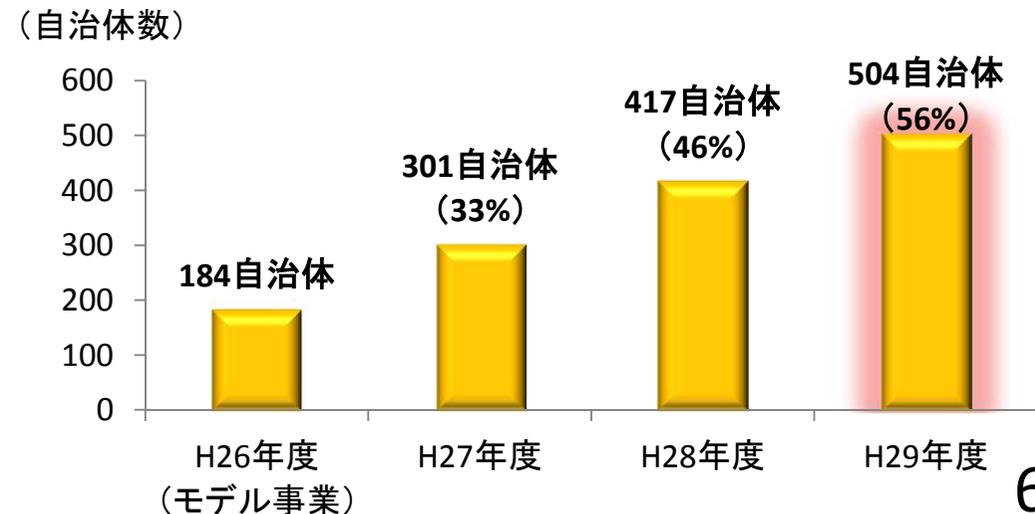
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業

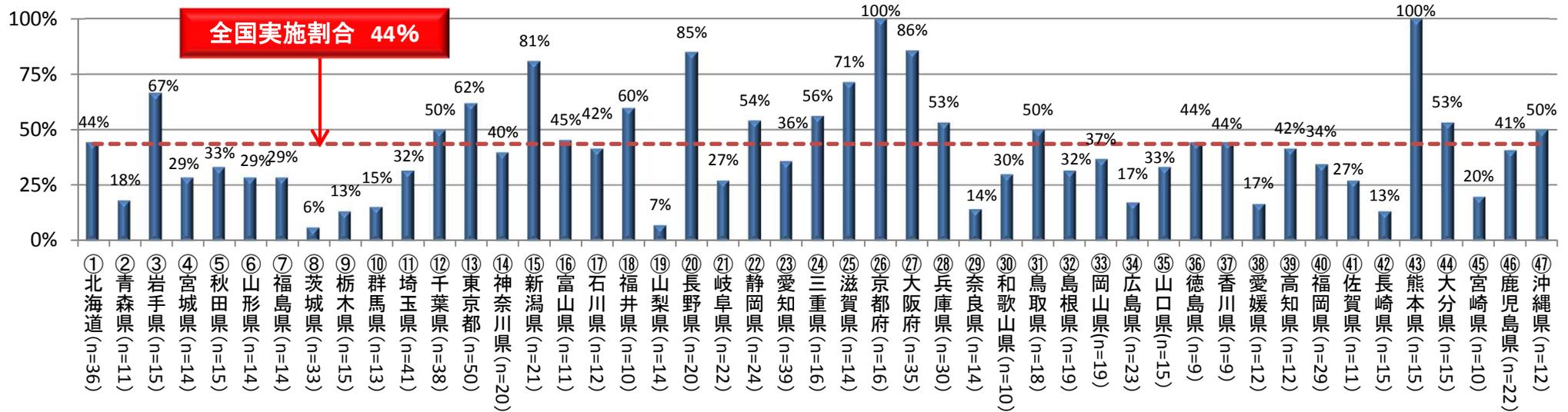


(出典)平成27年度と平成28年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

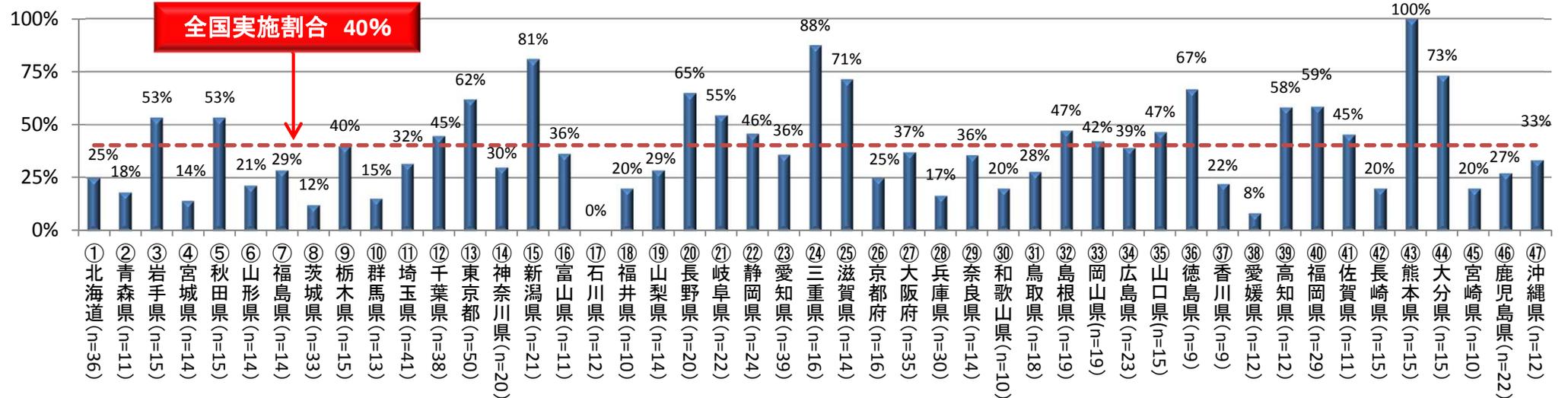
1-2 任意事業の実施状況（都道府県別の実施割合（※実施予定を含む））

平成29年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は44%、家計相談支援事業は40%、一時生活支援事業は28%、子どもの学習支援事業は56%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

就労準備支援事業 実施割合

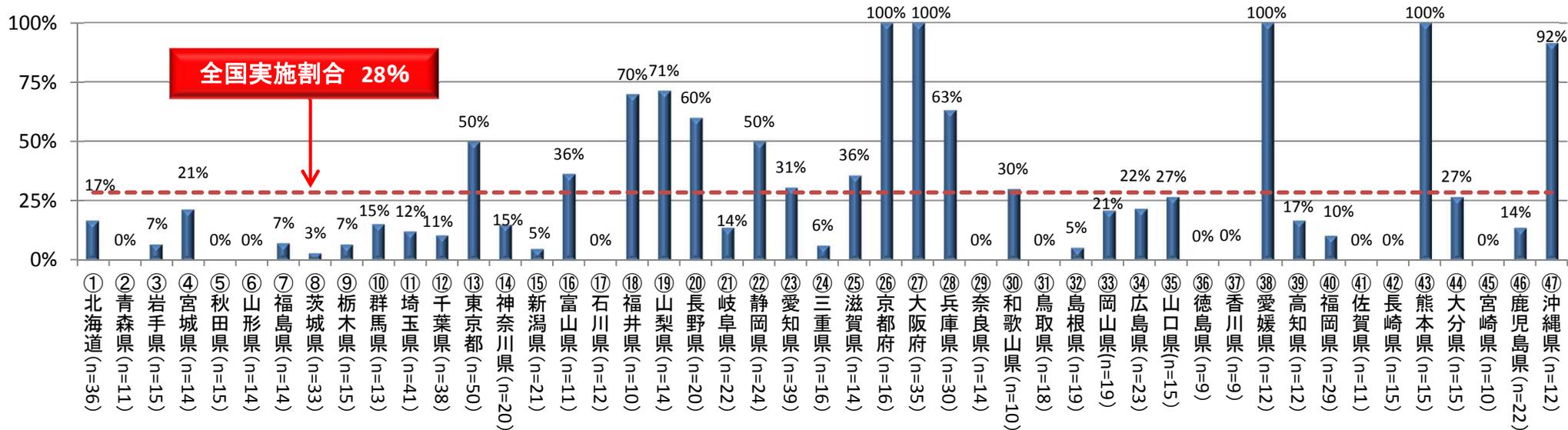


家計相談支援事業 実施割合

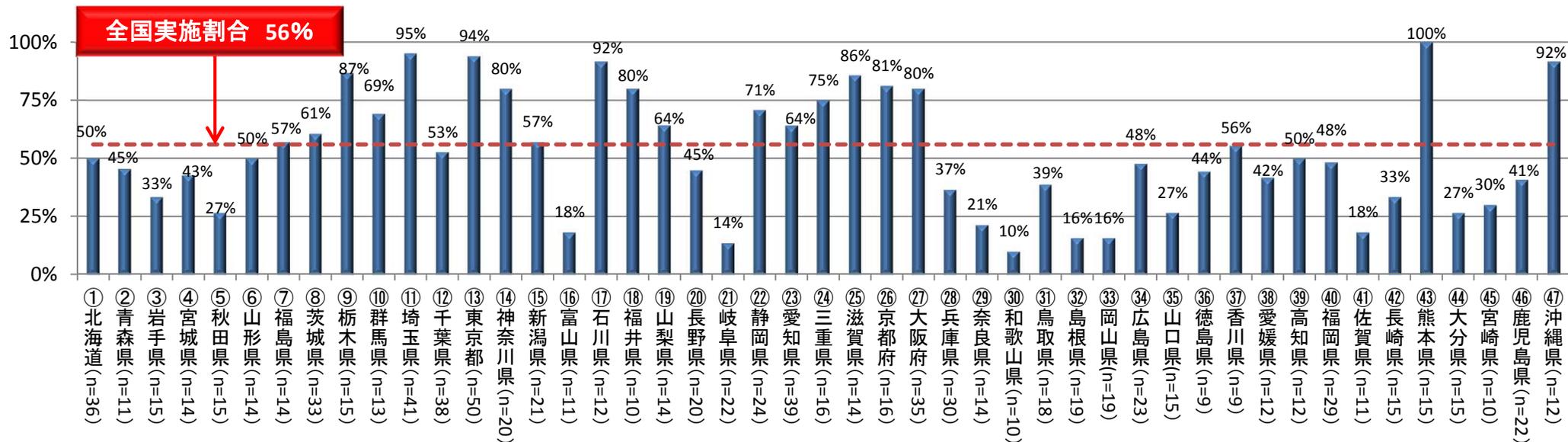


1-2 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

一時生活支援事業 実施割合

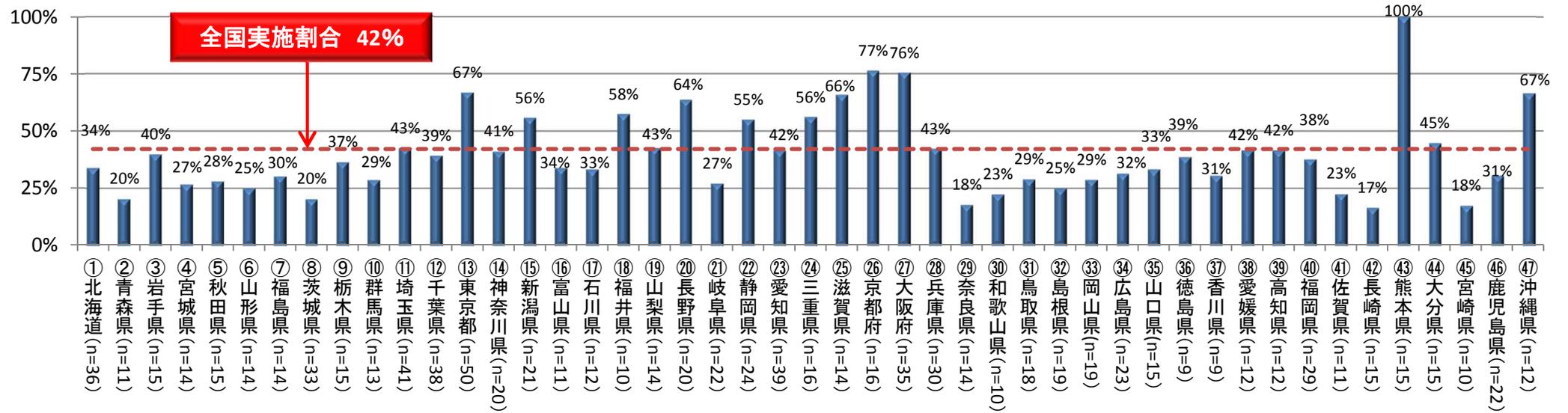


子どもの学習支援事業 実施割合



1-2 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

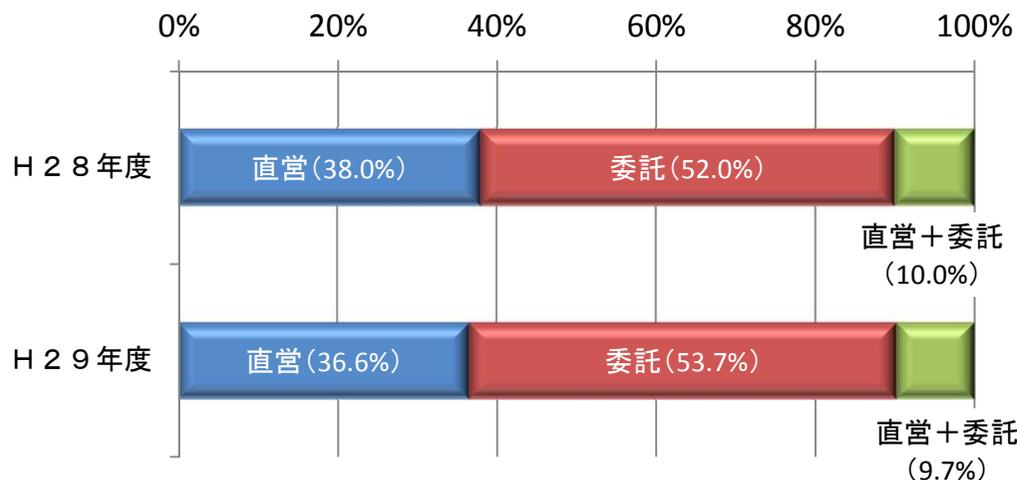
4事業合計 実施割合



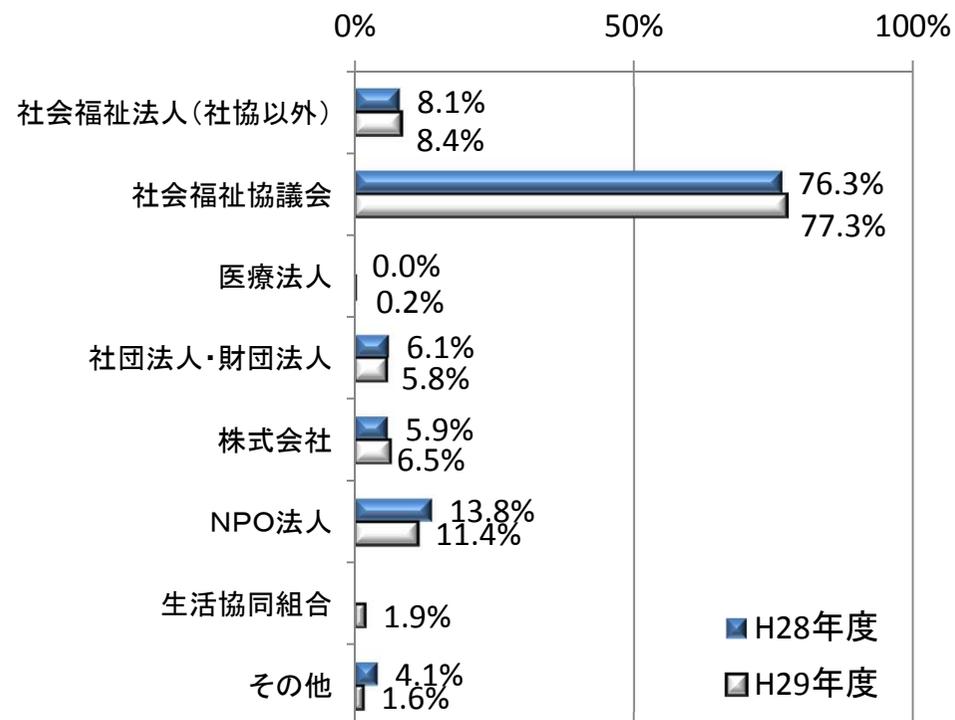
2-1-(1) 各事業の実施状況【自立相談支援事業(運営方法)】

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて63.4%の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会が77.3%と最も多く、次いでNPO法人(11.4%)や社会福祉法人(社協以外)(8.4%)となっている。
- 約半数(54.7%)の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。

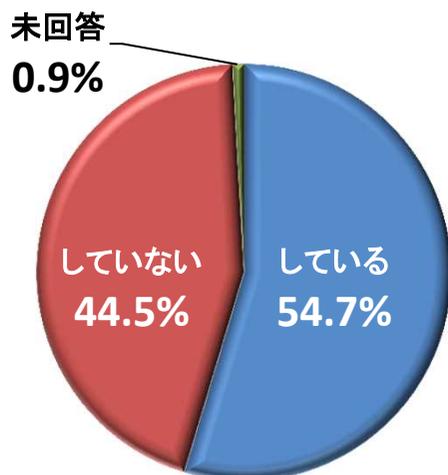
(1) 運営方法 n = 902



(2) 委託先(複数回答) n = 572



(3) 被保護者就労支援事業との一体的実施 n = 902



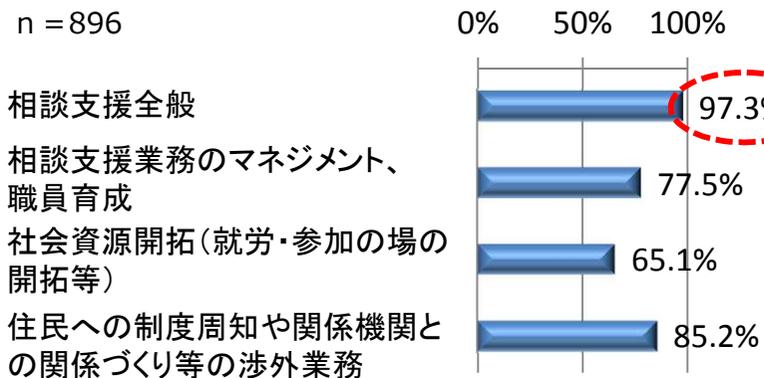
※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

2-1-(2) 各事業の実施状況【自立相談支援事業(支援員の役割)】

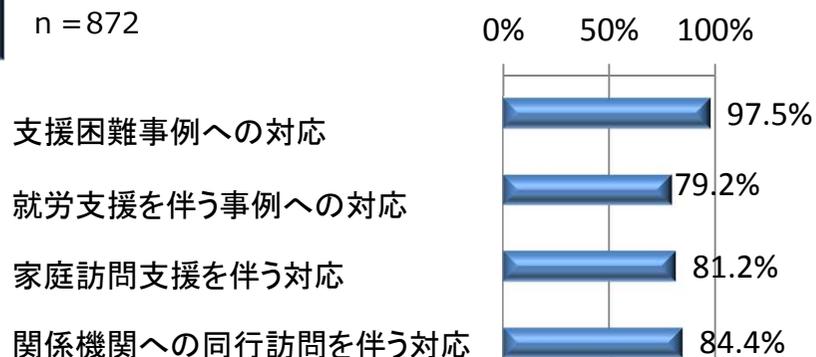
支援員の役割

「相談支援業務全般」の内訳

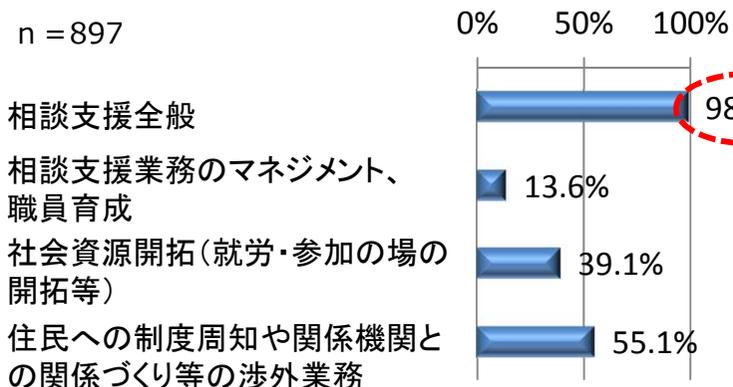
主任相談 支援員



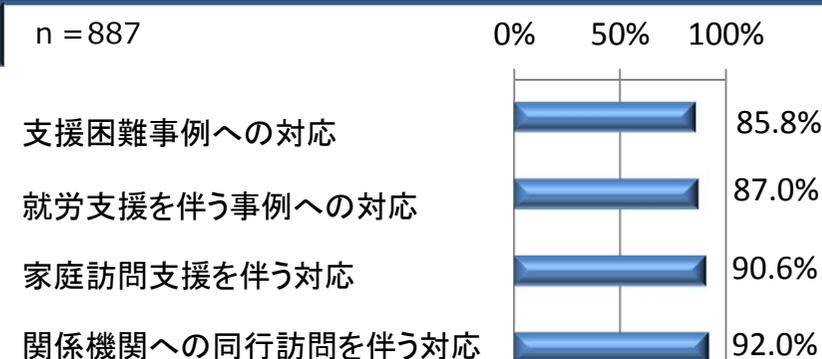
内訳



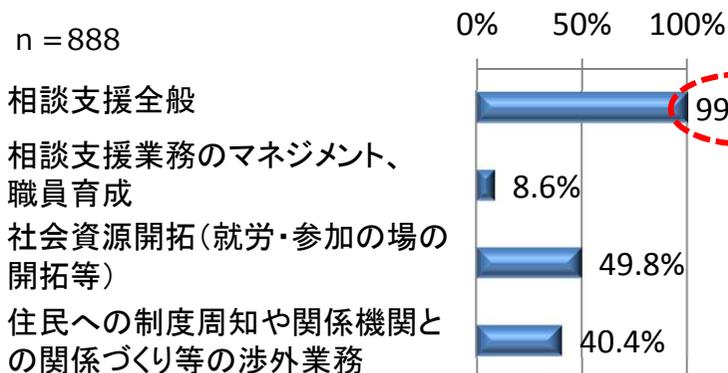
相談 支援員



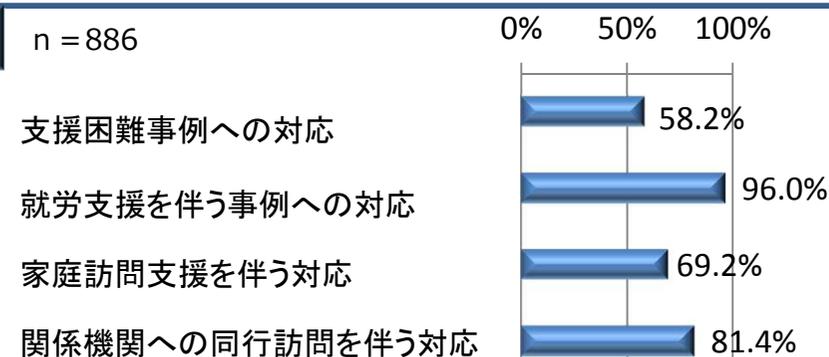
内訳



就労 支援員



内訳



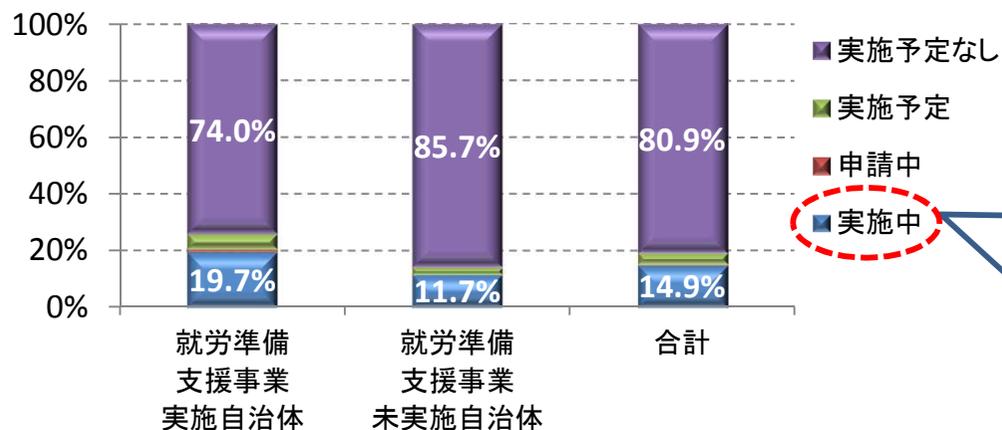
2-1-(3)各事業の実施状況【自立相談支援事業(無料職業紹介の実施状況)】

- 「自治体として」「自立相談支援機関として」いずれの場合においても、就労準備支援事業を実施している自治体の方が、無料職業紹介を実施している割合が高い。
- 無料職業紹介を実施している場合、就労準備支援事業実施自治体の方が、未実施自治体に比べて、相談者の状態に合わせた求人オーダーメイドで作成できている。

無料職業紹介の実施状況

(1)自治体として

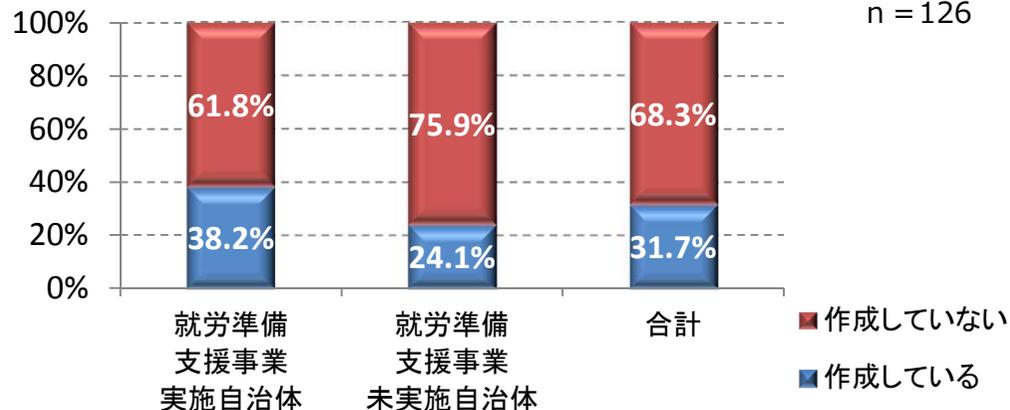
n = 843



「実施中」の場合の求人のおし方

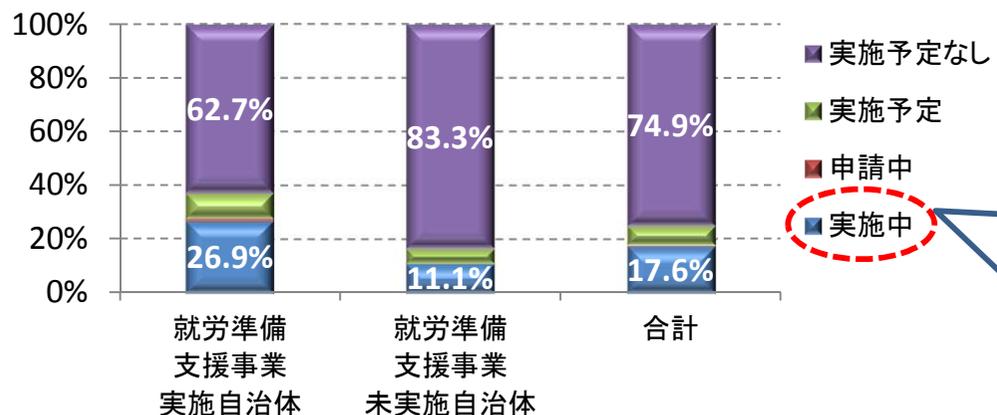
相談者の状態に合わせた求人オーダーメイドで作っている割合

n = 126



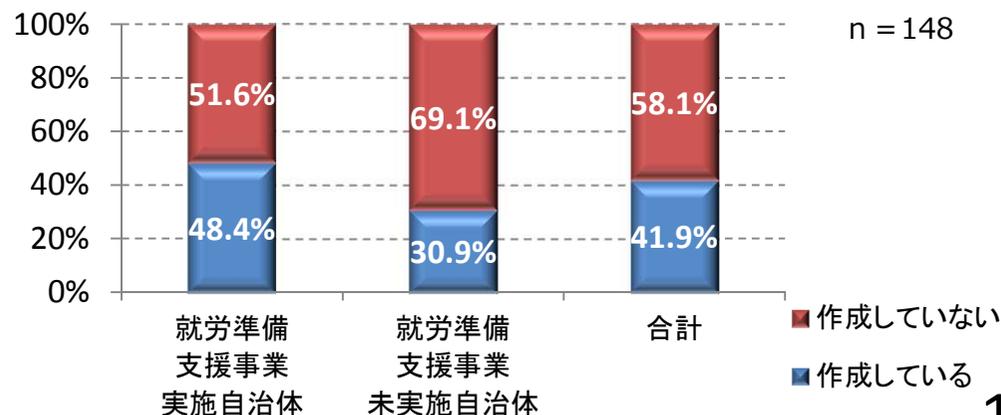
(2)自立相談支援機関として

n = 843



相談者の状態に合わせた求人オーダーメイドで作っている割合

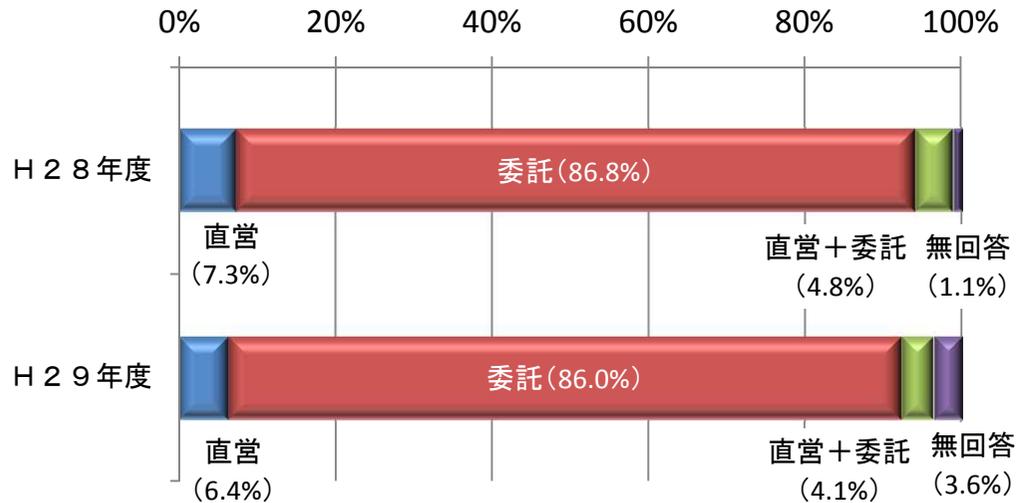
n = 148



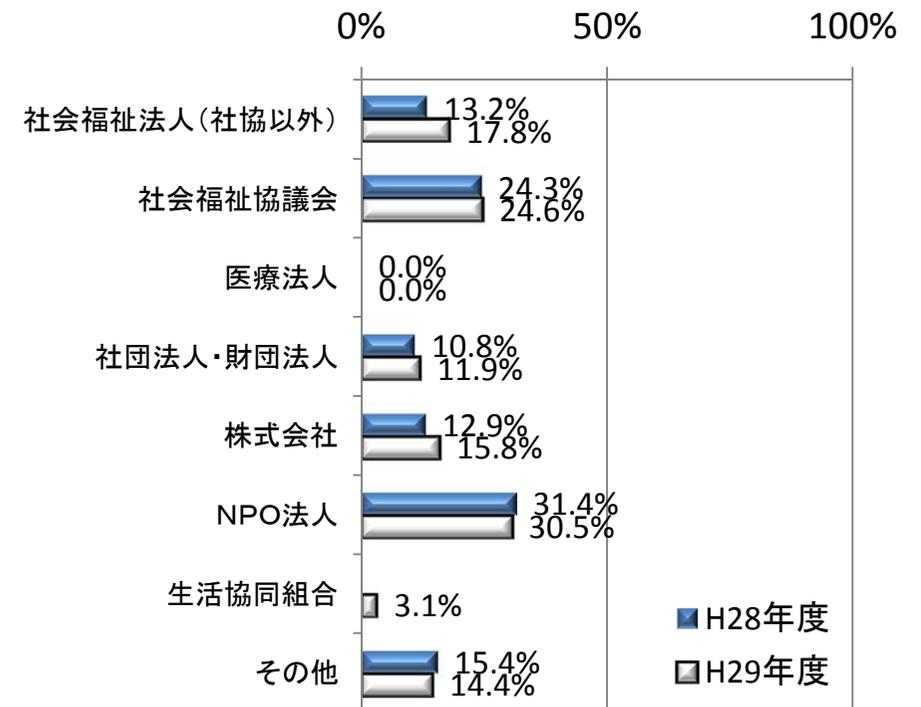
2-2 各事業の実施状況【就労準備支援事業】

- 就労準備支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて90.1%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人（30.5%）が最も多く、次いで社会福祉協議会（24.6%）となっている。
- 約6割の自治体が被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。

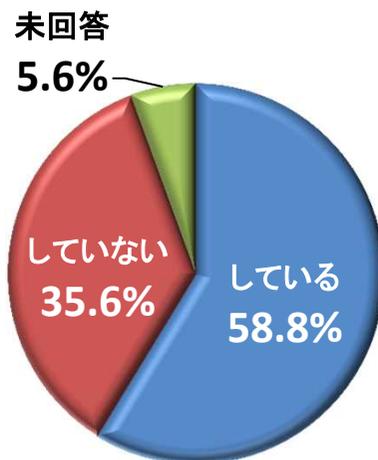
(1) 運営方法 n = 393



(2) 委託先（複数回答） n = 354



(3) 被保護者就労準備支援事業との一体的実施 n = 393

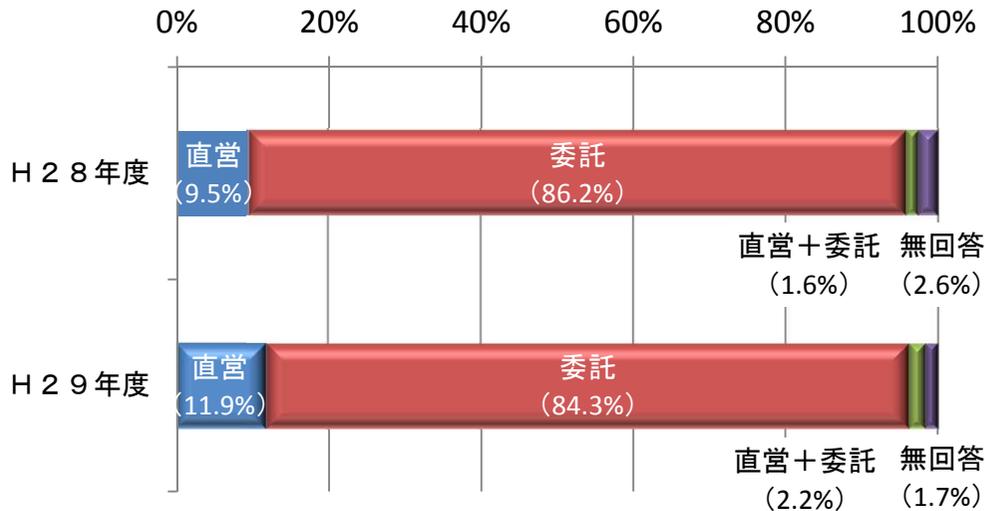


※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

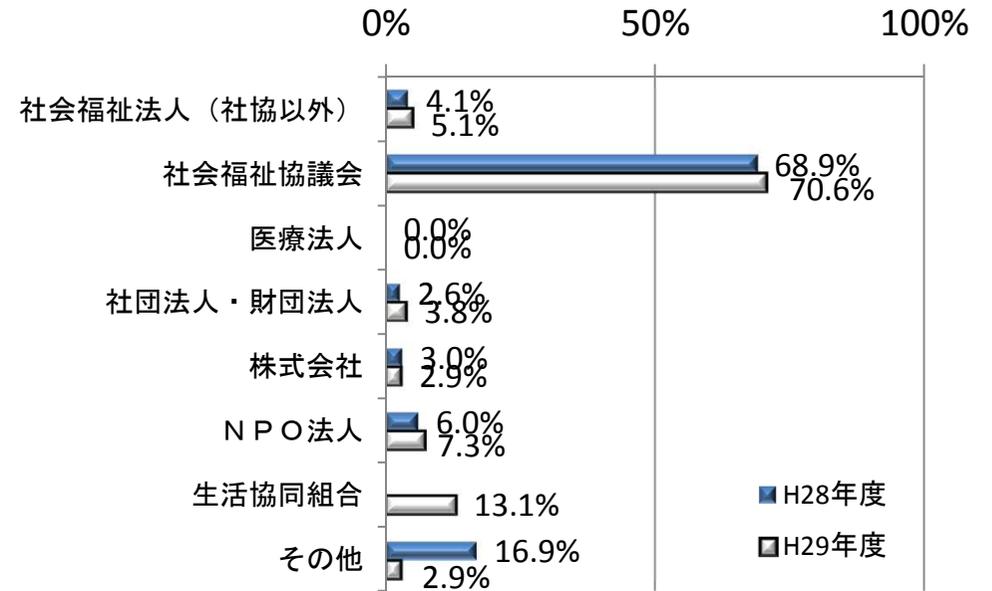
2-3 各事業の実施状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて86.5%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会が70.6%と最も多い。
- 支援員の配置については、実施自治体のうち、約8割が「配置型」となっている。
- 窓口の開設頻度については、81.2%の自治体が常時開設している。

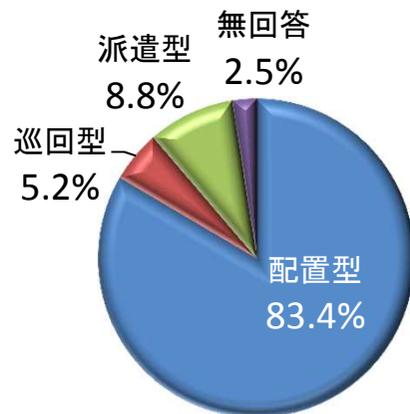
(1) 運営方法 n = 362



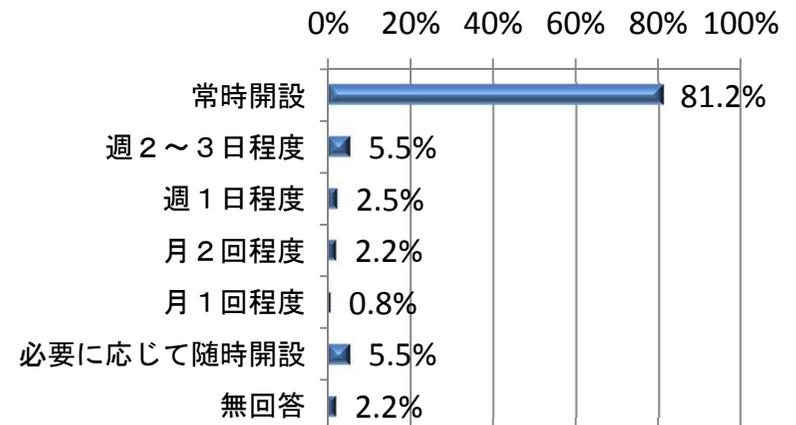
(2) 委託先 (複数回答) n = 313



(3) 支援員の配置状況 n = 362



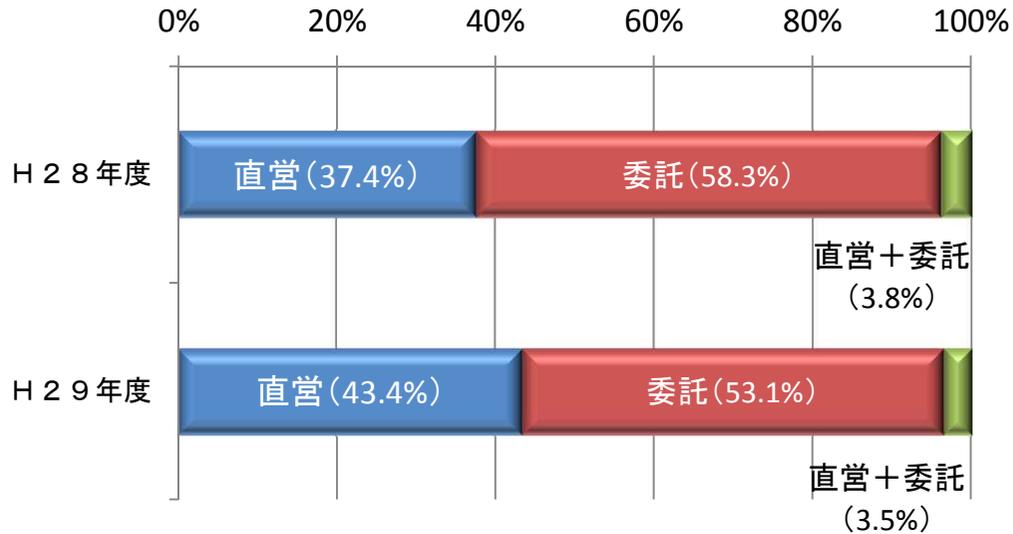
(4) 窓口の開設頻度 n = 362



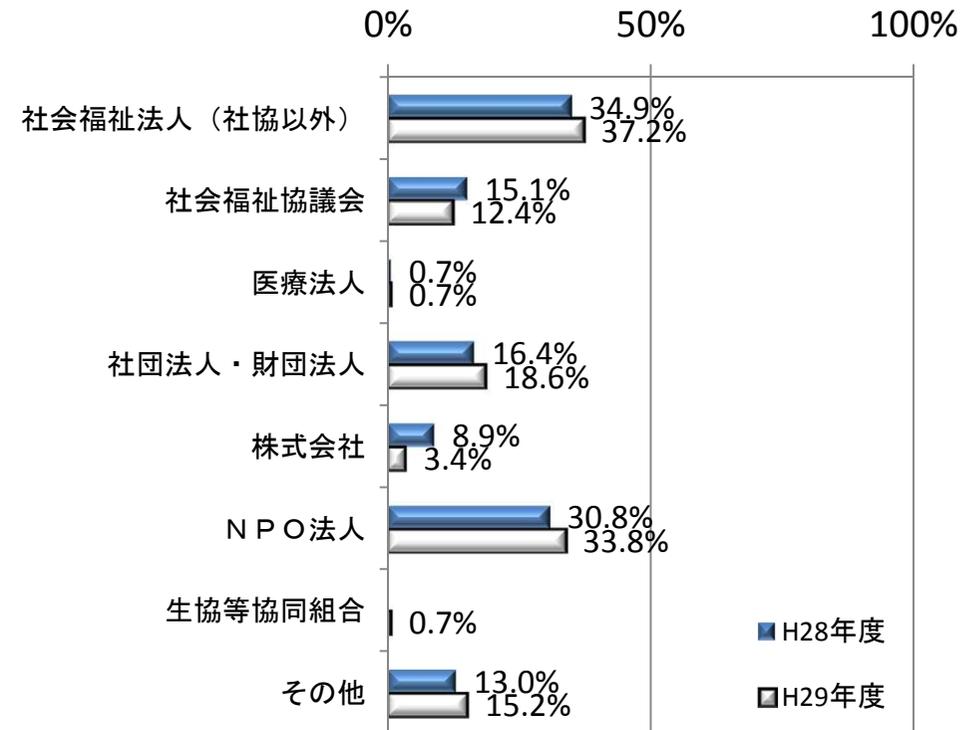
2-4 各事業の実施状況【一時生活支援事業】

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると56.6%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉法人（社協以外）（37.2%）が最も多く、次いでNPO法人（33.8%）となっている。

(1) 運営方法 n = 256



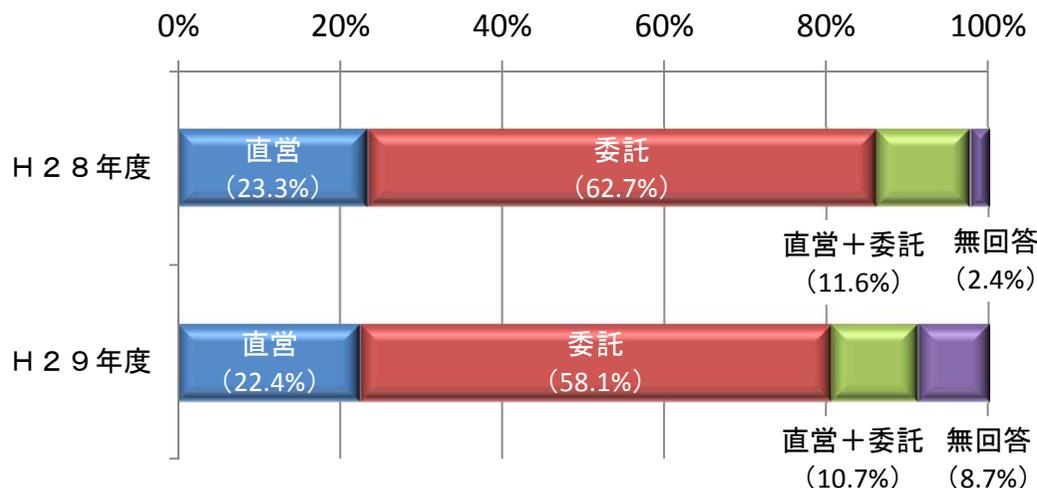
(2) 委託先（複数回答） n = 145



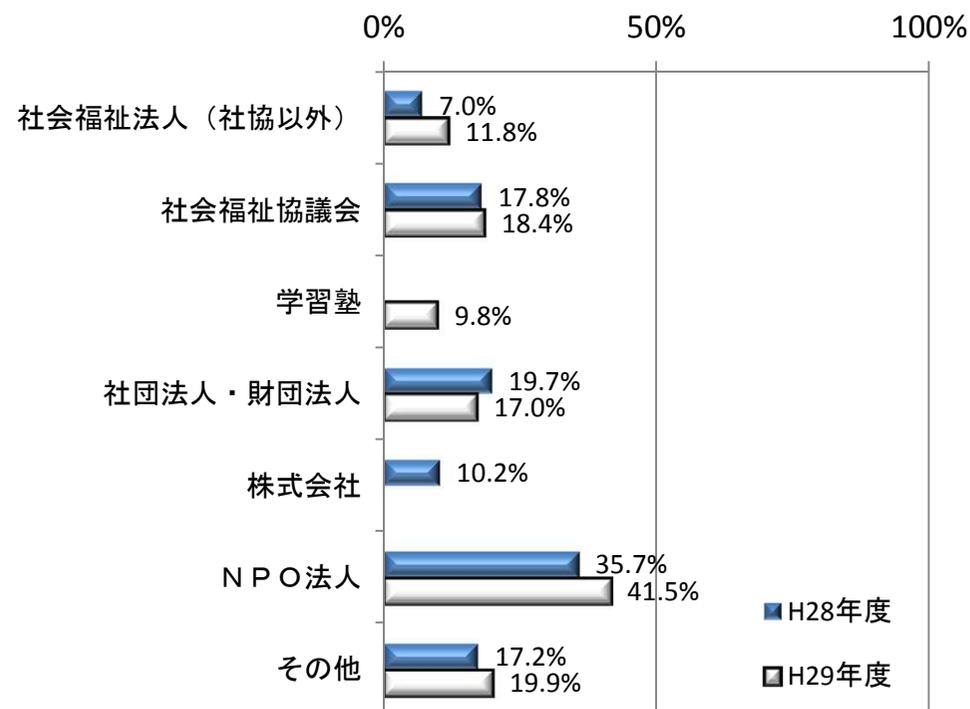
2-5 各事業の実施状況【子どもの学習支援事業】

- 子どもの学習支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると68.8%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人（41.5%）が最も多く、次いでその他（19.9%）となっている。
- 事業内容については、学習支援の他、居場所の提供型（52.6%）と親に対する養育支援（46.1%）が主となっている。

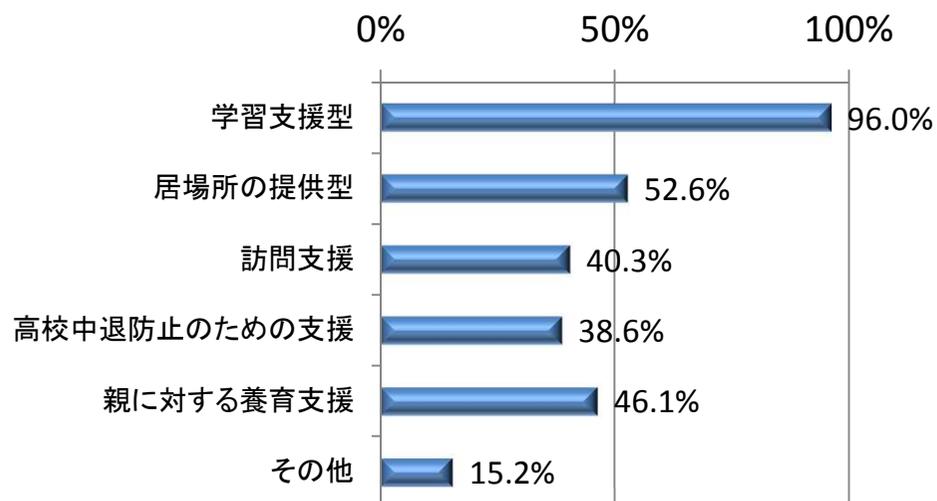
(1) 運営方法 n = 504



(2) 委託先（複数回答） n = 347



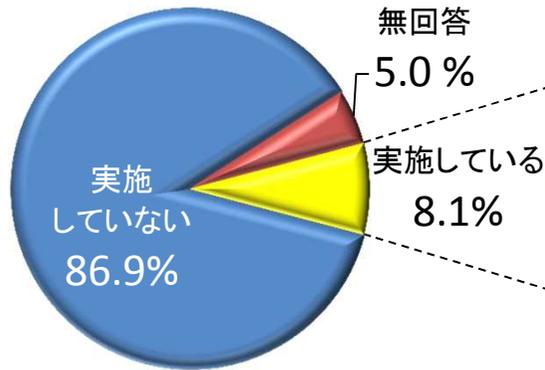
(3) 事業内容ごとの実施状況（複数回答） n = 479



(4) 他の学習支援事業との関係

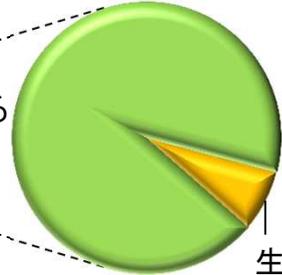
地域未来塾の実施

n = 504



生活困窮世帯
の子ども
の学習支援事業
と別で実施

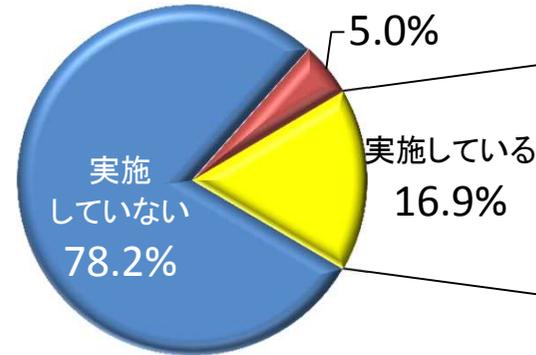
92.7%



生活困窮世帯
の子ども
の学習支援事業
と一体実施
7.3%

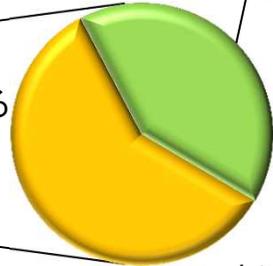
ひとり親家庭の子どもへの
学習支援事業の実施

n = 504



生活困窮世帯
の子ども
の学習支援事業
と別で実施

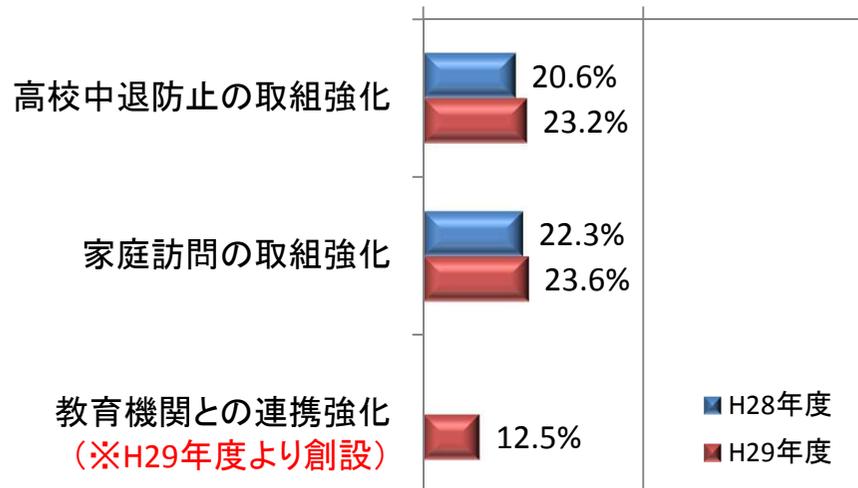
41.2%



生活困窮世帯
の子ども
の学習支援事業
と一体実施
58.8%

(5) 国庫負担の加算となる取り組み (複数回答) 28年度 / n = 417
29年度 / n = 504

0.0% 50.0% 100.0%



※28年度は実績値

3-1 支援員の配置状況【自立相談支援事業】

- 自立相談支援事業における事業従事者数は、実人数で4,700人となっている。
- 職種別では、相談支援員が約2,700人と最も多い。
- 兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合（34.9%）が最も高く、次いで、「被保護者就労支援事業（20.7%）」、「家計相談支援事業（16.6%）」となっている。
- 支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、3職種とも「社会福祉士」、「社会福祉主事」の保有割合が高い。また、就労支援員は他職種に比べて、「キャリアコンサルタント」や「産業カウンセラー」の割合が高い。

(1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	4,700人 (うち、支援員の実人数は4,613人)
------	-------------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている。

(2) 職種別支援員数（兼務あり）

職種	H28年度					H29年度				
	配置数		うち兼務			配置数		うち兼務		
	小計 (※1)	うち専任 (割合)	うち兼務 (※2)	(割合)	小計 (※1)	うち専任 (割合)	うち兼務 (※2)	(割合)		
主任相談支援員	1,281	508 39.7%	773	60.3%	1,248	510 40.9%	738	59.1%		
相談支援員	2,660	1,075 40.4%	1,585	59.6%	2,734	1,053 38.5%	1,681	61.5%		
就労支援員	1,831	323 17.6%	1,508	82.4%	1,859	289 15.5%	1,570	84.5%		
その他の職種 (事務員等)	445	71 16.0%	374	84.0%	449	87 19.4%	362	80.6%		

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている。

※2. 自立相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む。

(3) 他事業との兼務状況（複数回答）（事業従事者数のうち他事業を兼務している2,549人につき集計）

n = 2,549

	被保護者 就労支援事業	就労準備 支援事業	家計相談 支援事業	一時生活支援 事業	被保護者 就労準備 支援事業	子どもの 学習支援事業	その他の 生活困窮者 自立支援制度 に関する事業	左記 以外の事業
割合(H28年度)	25.6%	15.7%	17.6%	11.1%	6.1%	10.1%	11.4%	43.3%
割合(H29年度)	20.7%	13.8%	16.6%	13.6%	4.8%	11.1%	9.2%	34.9%

(4) 支援員の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

<ホームレス対策分除く>

	H28年度				H29年度			
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況			全支援員数 (実人数)	職種別の状況		
		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数
5万人未満	1.50	0.99	1.32	1.18	2.47	0.99	1.39	1.13
5万人以上10万人未満	1.97	1.06	1.57	1.33	2.87	1.01	1.66	1.32
10万人以上30万人未満	3.67	1.44	2.85	2.21	4.80	1.36	2.95	2.04
30万人以上50万人未満	7.10	1.71	5.67	2.93	8.48	1.77	5.84	3.00
50万人以上100万人未満	8.00	1.96	6.31	3.77	10.39	2.04	6.61	5.07
100万人以上	41.08	7.50	20.83	21.08	43.47	7.40	20.73	22.67
全体	3.27	1.29	2.47	1.94	4.47	1.28	2.62	2.01

<ホームレス対策分>

	H28年度				H29年度			
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況			全支援員数 (実人数)	職種別の状況		
		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数
5万人未満	0.04	0.02	0.03	0.01	0.08	0.03	0.05	0.03
5万人以上10万人未満	0.22	0.05	0.18	0.01	0.14	0.04	0.09	0.01
10万人以上30万人未満	0.68	0.16	0.46	0.07	0.88	0.19	0.64	0.08
30万人以上50万人未満	0.84	0.17	0.64	0.17	0.38	0.05	0.29	0.05
50万人以上100万人未満	1.50	0.31	1.27	0.08	1.82	0.36	1.46	0.00
100万人以上	16.08	3.92	16.92	4.08	15.80	3.07	12.40	1.40
全体	0.57	0.14	0.48	0.09	0.63	0.14	0.47	0.06

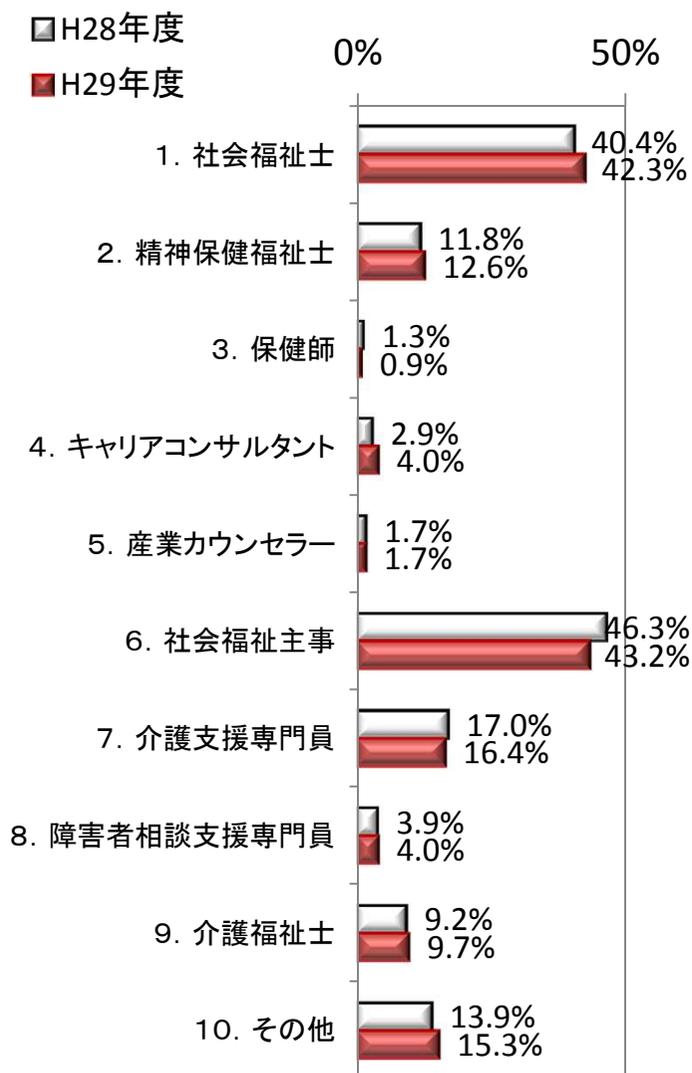
※ 「職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

※ <ホームレス対策分除く>と<ホームレス対策分>は、それぞれ兼務している場合も有り得る。

(5) 支援員の保有資格

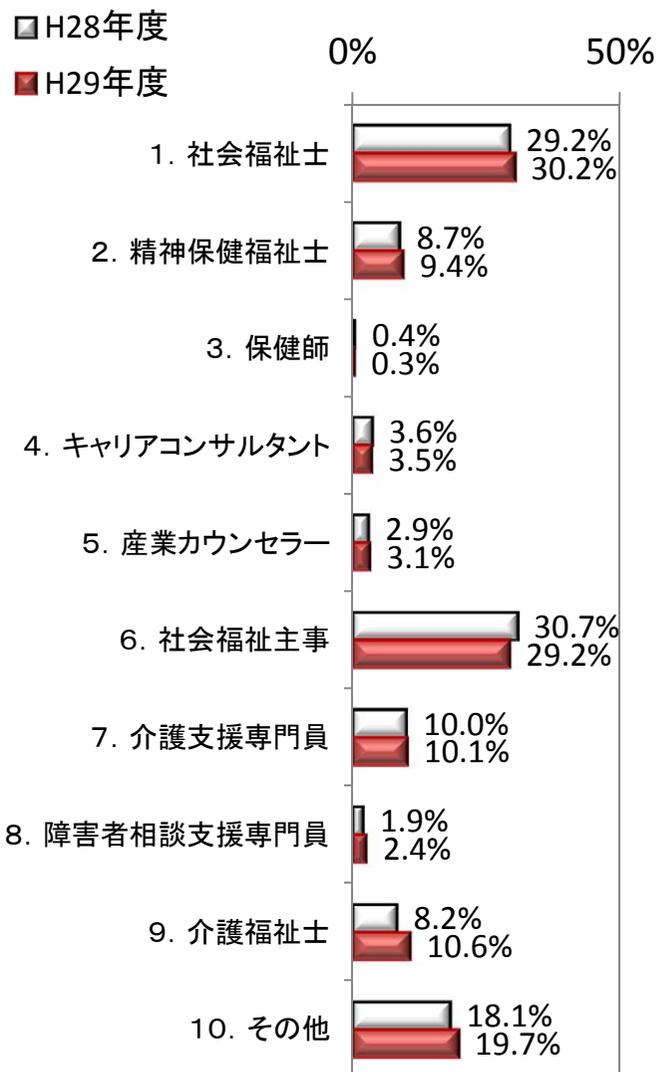
主任相談支援員

(n = 1,248)



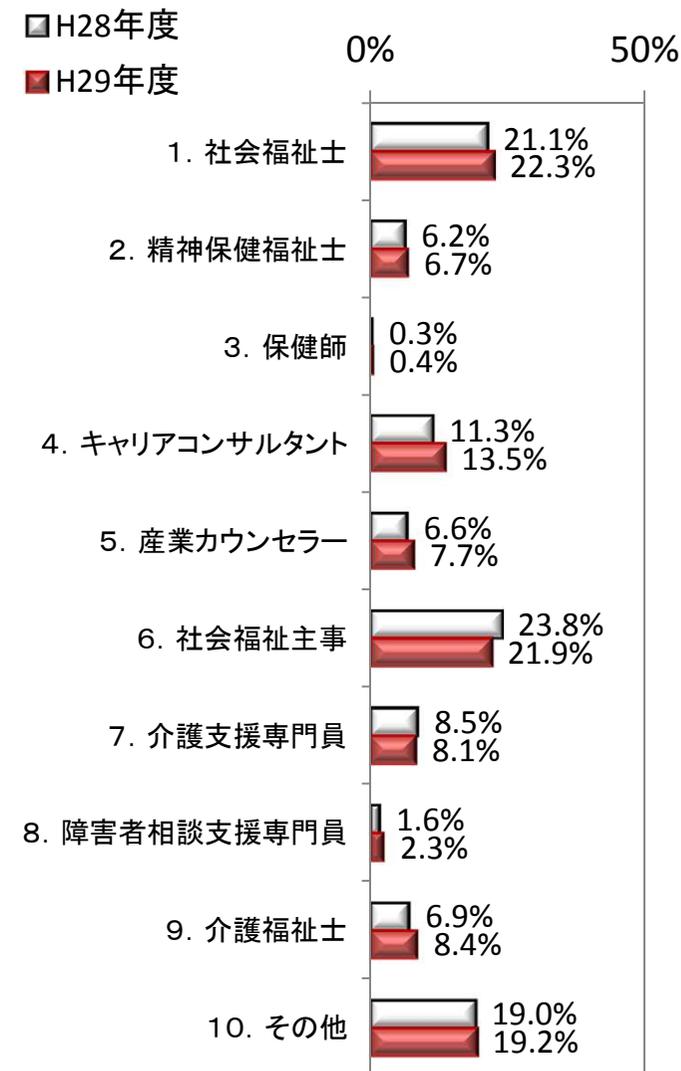
相談支援員

(n = 2,734)



就労支援員

(n = 1,859)



3-2 支援員の配置状況【就労準備支援事業】

- 就労準備支援事業における事業従事者数は、実人数で約1,200人となっている。
- 就労準備支援担当者のうち、専任は31.8%となっている。
- 兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合（42.3%）が最も高く、次いで、「自立相談支援事業（35.4%）」、「左記以外の事業（30.5%）」となっている。
- 支援担当者の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、「キャリアコンサルタント」、「社会福祉士」の保有割合が高い。

(1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	1,178人 (内、支援担当者の実人数は1,072人)
------	--------------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている。

(2) 職種別の配置状況（兼務あり）

	H28年度					H29年度				
	小計 (※1)	うち専任		うち兼務 (※2)		小計 (※1)	うち専任		うち兼務 (※2)	
			(割合)		(割合)			(割合)		(割合)
就労準備支援担当者	923	264	28.6%	660	71.5%	1,072	341	31.8%	731	68.2%
その他の職種 (事務員等)	223	11	4.9%	212	95.1%	258	20	7.8%	238	92.2%

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている。

※2. 就労準備支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む。

(3) 他事業との兼務状況（複数回答）（事業従事者数のうち、他事業を兼務している810人につき集計）

n = 810

	自立相談 支援事業	被保護者 就労支援事業	家計相談 支援事業	一時生活 支援事業	被保護者 就労準備 支援事業	子どもの 学習支援事業	その他の 生活困窮者 自立支援制度 に関する事業	左記 以外の事業
割合(H28年度)	31.8%	17.4%	13.6%	4.9%	42.2%	9.6%	6.3%	33.5%
割合(H29年度)	35.4%	13.2%	16.9%	7.2%	42.3%	11.2%	8.9%	30.5%

(4) 支援担当者の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

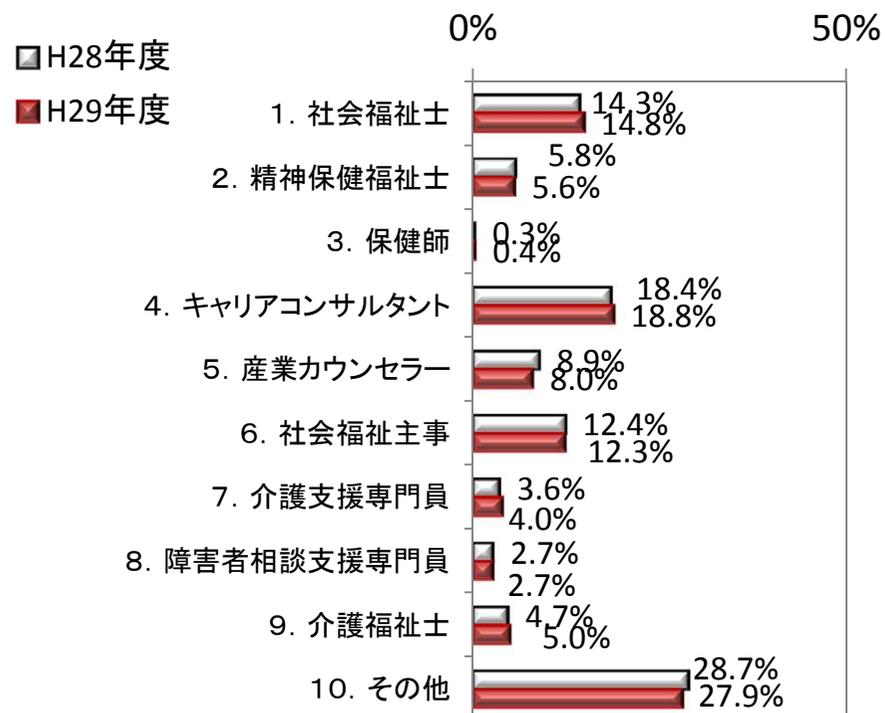
人口規模	H28年度			H29年度		
	事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況		事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況	
		就労準備 支援担当者	その他の 職種		就労準備 支援担当者	その他の 職種
5万人未満	2.01	1.85	0.73	1.81	1.70	0.55
5万人以上10万人未満	2.92	2.76	0.65	2.71	2.51	0.76
10万人以上30万人未満	3.29	2.90	0.80	4.01	3.42	1.09
30万人以上50万人未満	4.24	3.91	0.74	5.76	5.39	0.45
50万人以上100万人未満	5.15	4.70	0.95	4.75	4.54	0.46
100万人以上	5.90	5.70	0.60	6.75	6.42	0.83
全体	3.20	2.93	0.74	3.46	3.15	0.76

※「職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

(5) 支援担当者の保有資格

就労準備支援担当者

(n = 1,072)



3-3 支援員の配置状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業における事業従事者数は、実人数で約800人となっている。
- 家計相談支援員のうち、専任は28.5%となっている。
- 兼務の状況では、自立相談支援事業と兼務している割合（69.7%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（37.5%）」、「就労準備支援事業（22.7%）」となっている。
- 支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、「社会福祉士」、「社会福祉主事」、「ファイナンシャルプランナー」の保有割合が高い。

(1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	792人 (うち、支援員の実人数は726人)
------	---------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている。

(2) 職種別の配置状況（兼務あり）

職種	H28年度					H29年度				
	配置数		配置数			配置数		配置数		
	小計 (※1)	うち専任 (割合)	うち兼務 (※2)	割合	小計 (※1)	うち専任 (割合)	うち兼務 (※2)	割合		
家計相談支援員	596	154 25.8%	442	74.2%	726	207 28.5%	519	71.5%		
その他の職種 (事務員等)	138	4 2.9%	134	97.1%	160	9 5.6%	151	94.4%		

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている。

※2. 家計相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む。

(3) 他事業との兼務状況（複数回答）（事業従事者数のうち、他事業を兼務している568人につき集計）

n = 568

	自立相談 支援事業	被保護者 就労支援事業	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	被保護者 就労準備 支援事業	子どもの 学習支援事業	その他の 生活困窮者 自立支援制度 に関する事業	左記 以外の事業
割合(H28年度)	80.8%	8.9%	26.0%	3.9%	6.6%	14.4%	11.5%	43.0%
割合(H29年度)	69.7%	6.3%	22.7%	10.6%	4.0%	15.8%	10.0%	37.5%

(4) 支援員の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

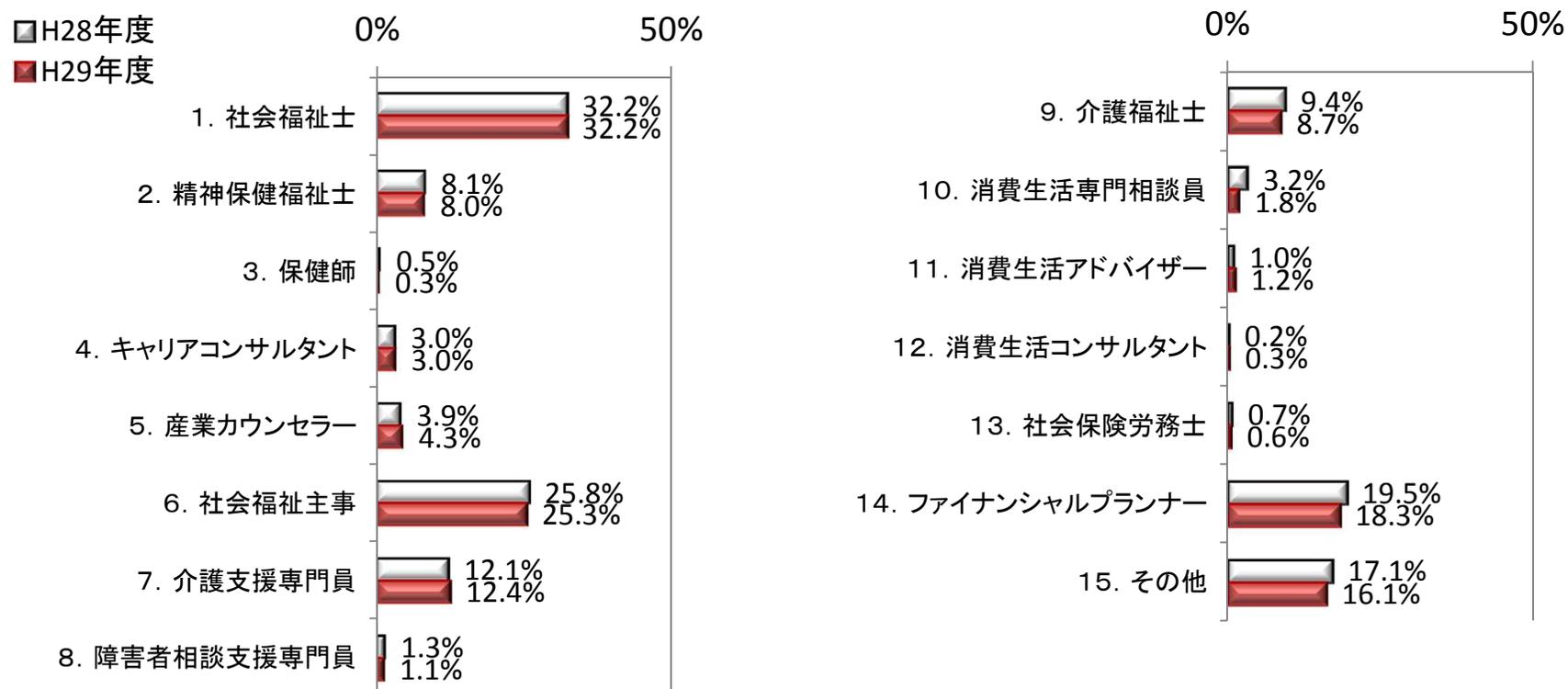
	H28年度			H29年度		
	事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況		事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況	
		家計相談 支援員	その他の 職種		家計相談 支援員	その他の 職種
5万人未満	1.51	1.41	0.43	1.52	1.40	0.32
5万人以上10万人未満	1.67	1.53	0.37	1.94	1.53	0.51
10万人以上30万人未満	2.54	2.48	0.43	2.58	2.51	0.38
30万人以上50万人未満	2.30	2.19	0.81	2.03	2.03	0.60
50万人以上100万人未満	4.50	4.44	0.81	4.59	4.18	0.47
100万人以上	9.00	8.33	1.00	9.75	9.50	2.38
全体	2.20	2.09	0.49	2.29	2.10	0.46

※「職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

(5) 支援員の保有資格

家計相談支援員

(n = 726)

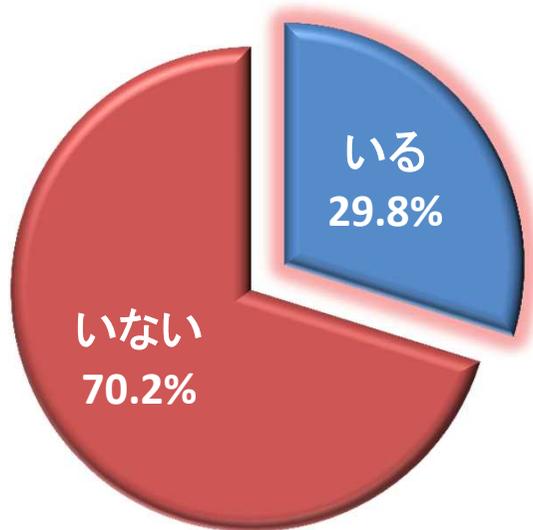


4 都道府県の取り組み状況

- 本庁の体制について、専任職員を配置している自治体は29.8%となっている。
- 管内一般市等に対する支援内容について、「任意事業実施促進の働きかけ（87.2%）」と最も多く、次いで、「都道府県研修の開催（85.1%）」となっている。

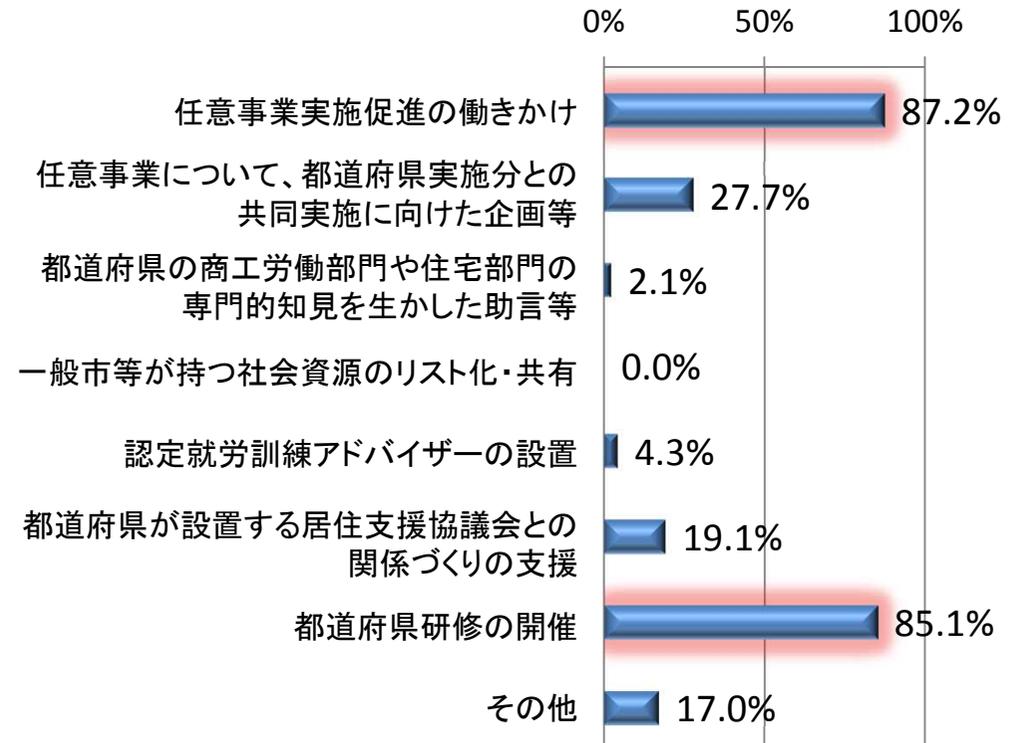
専任職員の有無

n = 47



管内一般市等に対する支援内容

n = 47

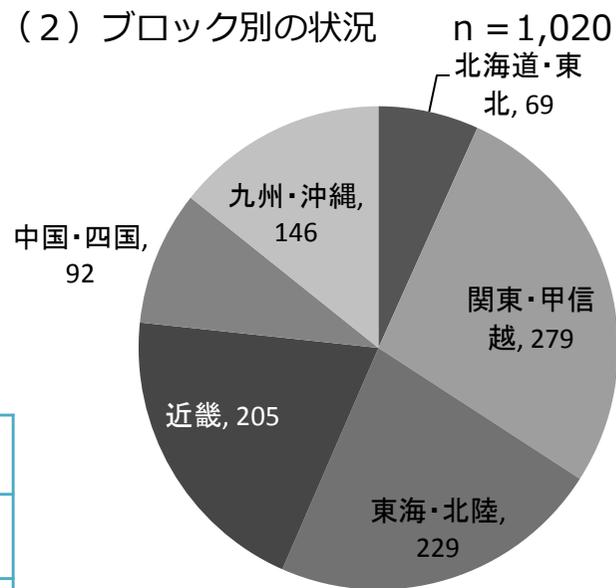


認定就労訓練事業所の認定状況(平成29年6月30日時点)

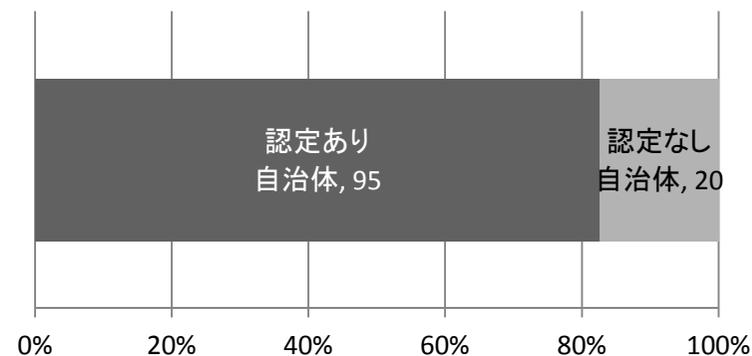
(1) 全体状況

認定件数	1,020件
利用定員合計	2,802名

(2) ブロック別の状況



(3) 認定主体別の状況 n=115自治体



※認定あり95自治体の内訳：
都道府県44、指定都市18、中核市33

(4) 法人種別の状況

n=1,020

社会福祉法人(高齢者関係)	314
社会福祉法人(障害者関係)	137
社会福祉法人(保護施設)	38
社会福祉法人(児童関係)	11
社会福祉法人(その他)	58
NPO法人	163
株式会社	167
生協等協同組合	44
社団法人(公益及び一般)	14
財団法人(公益及び一般)	5
医療法人	5
その他	64

(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,020、複数回答)

食品製造・加工	61	福祉サービスの補助作業	498
その他製造	57	事務・情報処理	176
クリーニング・リネンサプライ	141	清掃・警備	597
農林漁業関連(加工も含む)	71	建設作業	34
印刷関係作業	40	その他	234

○都道府県別の認定状況

(平成29年6月30日時点)

北海道	26	滋賀県	8
青森県	16	京都府	2
岩手県	2	大阪府	152
宮城県	14	兵庫県	9
秋田県	6	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	15
福島県	4	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	13
栃木県	2	岡山県	16
群馬県	2	広島県	26
埼玉県	46	山口県	8
千葉県	52	徳島県	6
東京都	74	香川県	9
神奈川県	60	愛媛県	0
新潟県	2	高知県	6
富山県	3	福岡県	67
石川県	1	佐賀県	12
福井県	25	長崎県	3
山梨県	1	熊本県	0
長野県	39	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	22
静岡県	26	鹿児島県	11
愛知県	159	沖縄県	28
三重県	14	合計	1020

※認定主体(115自治体)別の状況

(都道府県)

北海道	6	滋賀県	7
青森県	15	京都府	1
岩手県	1	大阪府	74
宮城県	6	兵庫県	3
秋田県	3	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	15
福島県	2	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	13
栃木県	2	岡山県	5
群馬県	1	広島県	6
埼玉県	39	山口県	8
千葉県	29	徳島県	6
東京都	71	香川県	2
神奈川県	5	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	3	福岡県	47
石川県	1	佐賀県	12
福井県	25	長崎県	0
山梨県	1	熊本県	0
長野県	32	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	1
静岡県	4	鹿児島県	10
愛知県	7	沖縄県	22
三重県	14	47都道府県計	531

(政令指定都市)

札幌市	16
仙台市	8
さいたま市	4
千葉市	13
横浜市	36
川崎市	1
相模原市	18
新潟市	1
静岡市	2
浜松市	20
名古屋市	148
京都市	1
大阪市	31
堺市	17
神戸市	3
岡山市	2
広島市	9
北九州市	1
福岡市	0
熊本市	0
20指定都市計	331

(中核市)

函館市	1	豊中市	12
旭川市	3	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
八戸市	0	東大阪市	16
盛岡市	1	姫路市	0
秋田市	3	尼崎市	2
郡山市	2	西宮市	1
いわき市	0	奈良市	5
宇都宮市	0	和歌山市	0
前橋市	1	倉敷市	9
高崎市	0	呉市	0
川越市	2	福山市	11
越谷市	1	下関市	0
船橋市	4	高松市	7
柏市	6	松山市	0
八王子市	3	高知市	3
横須賀市	0	久留米市	19
富山市	0	長崎市	2
金沢市	0	佐世保市	1
長野市	7	大分市	0
岐阜市	0	宮崎市	21
豊橋市	0	鹿児島市	1
岡崎市	2	那覇市	6
豊田市	2	48中核市計	158
大津市	1		

2. 平成29年度新規補助事業 の 取組状況について

生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算額: 5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

【実施のイメージ】

自治体直営で実施

委託による実施(※)

【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

【従来の支援】

新 【特性に応じた支援の実施】

障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援
(就労準備支援担当)



福祉専門職による支援
(就労支援のノウハウ)



チーム支援
(連携体制の構築)

【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

【主な業務の例】

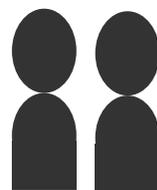
- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者がおり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

平成29年度新規事業（福祉専門職との連携）活用事例

① 福井県坂井市

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園（事業所名：就労支援ネットかすみ（就労移行、就労継続支援B型等））

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

- 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする障害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

- 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。
- 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

② 大阪府豊中市

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会（事業所名：ワークセンターとよなか（就労継続支援B型事業所））

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

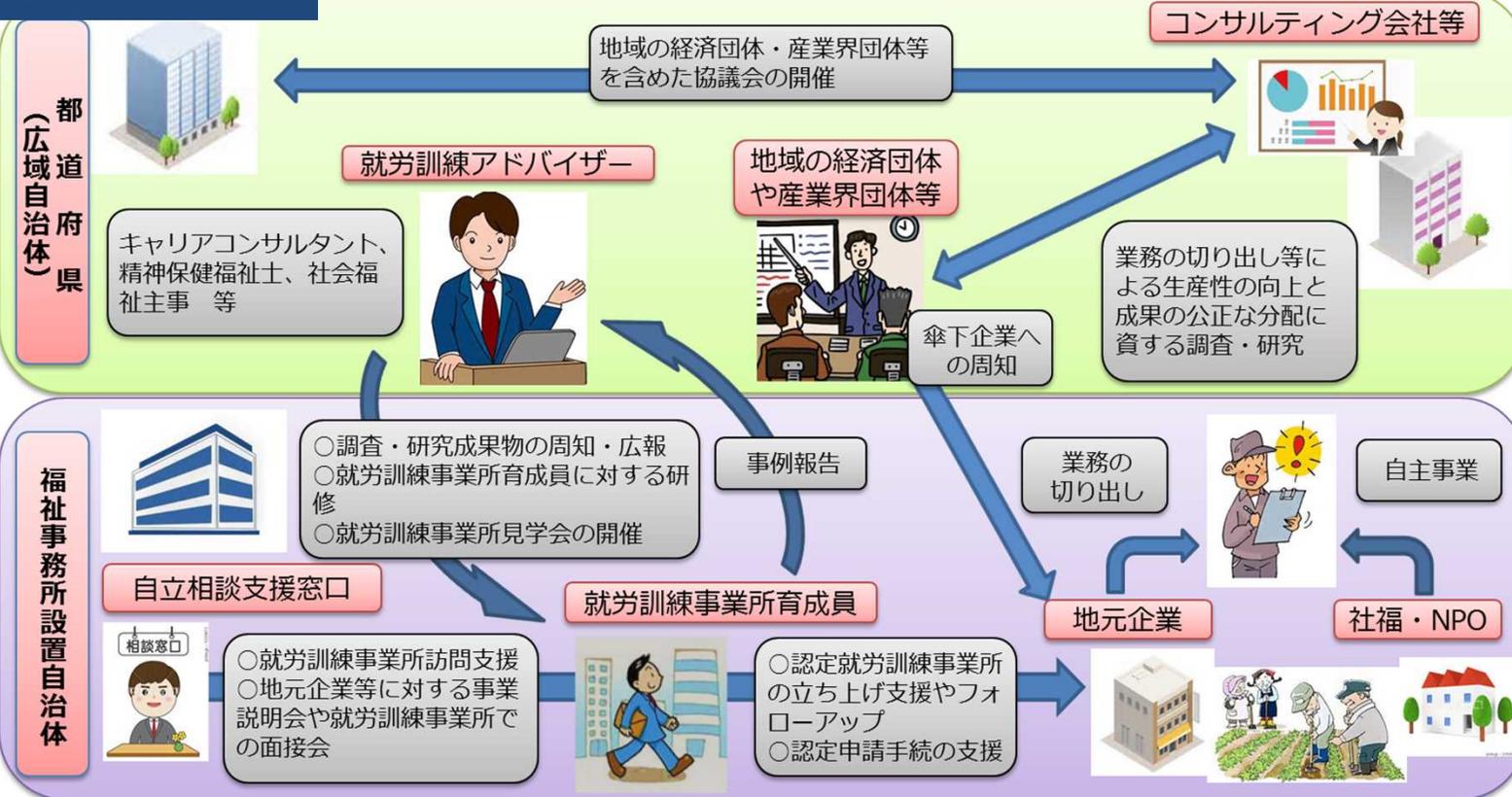
- 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。
- 就労準備担当者と事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要かを見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

就労訓練推進事業(28年度新規事業)の実施状況

- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
 - ・ 都道府県に就労訓練アドバイザー(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
 - ・ 福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。

配置職種	実施自治体 (H29年度)
就労訓練アドバイザー	奈良県、鳥取県、沖縄県
就労訓練事業所育成員	仙台市、長野市、相模原市、名古屋市、大阪市、奈良県、鳥取県、高知県

事業スキーム



支援内容の例

- **就労訓練アドバイザー**
 - ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
 - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
 - ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

- **就労訓練事業所育成員**
 - ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
 - ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
 - ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー)の取組状況

奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であり、それに先駆け平成29年度は就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施している。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・テンプスタッフキャリアコンサルティング(株)、特定委託業務共同事業体に委託して、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)を配置している。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、ジョブコーチの資格を有する常勤1名を配置している。
- 平成29年5月時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で22件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
 - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
 - ・個人の特性を見極めて、個人に合う事業所とのマッチング
 - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 事業所で継続的に受け入れてもらえるよう、利用者の就労意欲や強み等について説明を行う等のフォローを行っている。
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

(参考) 就労訓練推進事業(就労訓練事業所育成員)の取組状況

宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(非常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、建設会社等の企業経営の経験があり、かつ、ハローワークの窓口や震災の見守り支援の経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。認定件数は28年度で6件増加した。

大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A'ワーク創造館)に委託し、29年度より事業開始。事業者向けの広報や事業所訪問等により、事業所開拓を行っている。
- 就労訓練事業所育成員は5名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや職業紹介責任者、地域就労支援コーディネーターなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

子どもの学習支援の推進について

平成29年度予算額：35億円

- 平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」が策定、27年度には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が策定されるとともに、28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」に子ども関連の施策が盛り込まれるなど、昨今、子どもの貧困対策関係ではたびたび施策の充実が求められている。
- そうした動きを踏まえ、以下の点について強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

課題と必要な対応

【課題】 事業の実施や充実を図るためには、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない状況。

※約90%が「小中学校との連携」、約65%が「教育委員会との連携に必要性を感じている」と回答(学習支援事業の運営実践事例集報告書より)

【対応】 学校や教育委員会との定期的な情報共有、関係の構築等を図るため、教育機関との連携を強化。

期待される効果、実施方法

期待される効果 ⇒ 教育機関と定期的な情報共有の場を設け、事業趣旨の共有を始めとした関係を構築することで、学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい環境をつくる。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援が更に充実するとともに、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、子どもだけでなく親も含めた世帯支援につなげるきっかけとなることが期待できる。また、教育機関との良好な関係を構築することで、事業の受託先となり得る地域の教員OB等の教育経験者や団体の紹介も期待される。

実施方法 ⇒ 福祉事務所設置自治体にて実施。

イメージ図



平成29年度新規事業（教育機関との連携強化）活用事例

① 茨城県結城市

【事業内容】

- 学習支援事業に対するニーズを捉え効果的な事業展開を図ることを目的として、教育委員会及び市内各小中学校と連携し、学習支援事業の対象学年となる児童生徒に対し自宅での学習環境、学習意欲、学習支援事業への参加意向等を問うアンケート調査を実施。
- 学習支援事業を利用している中学生について、学習面及び生活面での状況を市、学習支援事業の委託先及び中学校にて年2回相互の情報を共有する場を設けている。

② 沖縄県那覇市

【事業内容】

- 那覇市教育委員会教育相談課、学校教育課と連携を図るとともに、校長連絡会、教頭連絡会、生徒指導・進路指導連絡会へ参加することで連携を図っている。
- 教育相談課の自立支援教室「むぎほ・きらぼし学級」と連携して、引きこもりや不登校児童の支援を行う。
また、定期的に担当支援員が学校を訪問し、児童生徒の情報共有を図る。

平成29年度新規事業（教育機関との連携強化）活用事例

③ 広島県福山市

【事業内容】

- 不登校、ひきこもり児童生徒に関わっている教育委員会、福祉部、児童部の3部署によるアウトリーチ担当者会議(定例)と個別ケース会議(随時)を開催。
- 直接、家庭に訪問する担当者の取組状況の確認や、個別の状況を情報交換し、それぞれの課の担当者の相互理解と役割分担によって取り組む支援者が個人ではなく、チームとして支援を行う。
- また、こういった支援の具体化が可能となるシステムの構築を目標として連携を図っている。

④ 兵庫県神戸市

【事業内容】

- 市役所の生活困窮者支援制度の担当所管課と教育員会事務局の間で、定期的な情報交換会を実施。
- また、学習支援事業受託事業者が実施する学生ボランティアに対する研修会の中で、学校教員(指導主事)が講師となり、学習支援方法や学校現場の動向について講義を行うなど、情報共有を図っている。

生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

⇒ こうした困難を抱える者は、身寄りが無い、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネイト機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算

【予算額】 2.5億円

【補助率】 1/2

平成29年度新規事業(居住支援事業)活用事例

○ 平成29年度予算による居住支援事業について、地域の持家率などに関わらず支援ニーズが認識されており、各地で実施が広がっている。

【愛知県】 参考:愛知県の持家率58.7%

運営方法:公益社団法人に委託

支援内容:

- 委託先に専用回線を設け、住まいに関する電話相談(入居者、入居希望者や大家)や困窮者に対する理解のある大家・物件の紹介
- 委託先の法人が大家に対して、入居後の見守りや日常の声かけなどを促す

(参考)事業のパンフレット



3. 「社会保障審議会生活困窮者 自立支援及び生活保護部会」 の動向について

生活困窮者自立支援法の見直しについて

- 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)における附則第2条に定める施行3年後の検討規定や「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)等を踏まえ、生活に困窮する人への対応として、相互に密接に関連する生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の課題及びその対応方策について、それぞれの施行状況を踏まえて一体的に議論するため、本年5月に、社会保障審議会の下に、生活困窮者自立支援及び生活保護部会を設置し、これまで計6回開催。

○生活困窮者自立支援法

(平成二十五年法律第百五号)附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○経済・財政再生計画 改革工程表(抄)

平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

開催状況

- 第1回部会(平成29年5月11日)
 - 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しについて
 - 当面の検討スケジュールについて
- 第2回部会(平成29年6月8日)
 - 自立相談支援のあり方について
 - 就労支援のあり方について
- 第3回部会(平成29年6月27日)
 - 一時生活支援・居住支援のあり方について
 - 自立相談支援・就労支援のあり方について(前回の続き)
- 第4回部会(平成29年7月11日)
 - 子どもへの貧困への対応について
 - 高齢者に対する支援のあり方について
 - 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について
- 第5回部会(平成29年7月27日)
 - 都道府県、町村、社会福祉法人の役割等について 等
- 第6回(平成29年8月30日)
 - 部会におけるこれまでの主な意見について
 - 有識者・利用者等からのヒアリング

(参考) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 委員名簿

構成員氏名	所属
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員
石橋 良治	島根県邑南町長
浦野 正男	社会福祉法人中心会 理事長
大西 豊美	社会福祉法人みなと寮 理事長
大野 トシ子	千葉県民生委員児童委員協議会会長
岡崎 誠也	高知市長
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部 教授
奥田 知志	認定NPO法人抱樸 ^{ほうぼく} 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構 特任フェロー

構成員氏名	所属
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授 (部会長代理)
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
竹田 匡	北海道釧路町地域包括支援センター(社会福祉士)
平川 則男	日本労働組合総連合 総合政策局長
福田 紀彦	川崎市長
松井 一郎	大阪府知事
松本 吉郎	日本医師会 常任理事
宮本 太郎	中央大学法学部 教授 (部会長)
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長

(計21名、五十音順・敬称略)

両法に係る検討経過と今後の検討の枠組

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成28年10月～平成29年3月)	<p>社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会</p> <p>※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討 (主な検討事項)</p>	改正法案提出
生活保護法	<p>テーマごとの検討 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(平成28年7月～平成29年4月)</p> <p>生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会(平成28年10月～平成29年4月)</p>	<p>生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援のあり方 ○ 家計相談支援のあり方 ○ 一時生活支援のあり方 ○ 高齢者に対する支援のあり方 ○ 制度理念、自治体等の役割 等 <p>生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援のあり方 ○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化 ○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等 	
		国と地方の協議(平成29年2月～)	
生活保護基準の改定	基準部会(平成28年5月～)	(28年度は検証方法の検討)	生活保護基準に関する検証 →

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活 保護部会におけるこれまでの主な意見

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会におけるこれまでの主な意見(目次)

※これまでの各回における議題の「特に議論いただきたい点」を基に整理

<第2回部会関係>

(2-1) 自立相談支援のあり方について 1

- ① 自立相談支援のあり方全般
- ② 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み
- ③ 支援における情報共有の仕組み
- ④ 「断らない」相談支援の実現
- ⑤ 自立相談支援事業の体制

(2-2) 就労支援のあり方について 6

- ① 就労支援のあり方全般
- ② 就労準備支援事業
- ③ 認定就労訓練事業
- ④ 無料職業紹介事業
- ⑤ その他

<第3回部会関係>

(3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について 9

- ① 一時生活支援事業
- ② 居住支援のあり方全般
- ③ 無料低額宿泊所等
- ④ 保護施設

＜第4回部会関係＞

(4-1) 子どもの貧困への対応について 14

- ①子どもの貧困への対応全般
- ②子どもの学習支援事業
- ③生活保護世帯の大学等への進学支援
- ④大学進学以外の学習関連費用
- ⑤その他

(4-2) 高齢者に対する支援のあり方について 19

- ①高齢者に対する支援のあり方
- ②高齢期を見据えた就労支援や家計相談支援

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について 22

- ①家計相談支援のあり方全般
- ②家計相談支援事業
- ③生活福祉資金貸付制度

＜第5回部会関係＞

(5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について 27

- ①都道府県の役割
- ②町村部における支援のあり方
- ③社会福祉法人の役割

(5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について 30

- ①健康管理
- ②医療扶助の適正化

＜その他＞

その他の意見について 33

- ①ケースワークについて
- ②不正受給

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点	主な意見
① 自立相談支援のあり方全般	<ul style="list-style-type: none">● 縦割り行政を分野横断的に対応できる相談窓口ができたことに意義があり、今後も大いに期待する。● 相談支援については、相談者を断らず、広く受け止めるという方向にすべき。● 相談員の専門性の位置づけ、評価をしっかりとっていくことがよりよい自立相談支援につながっていく。
② 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み	<ul style="list-style-type: none">● 連携の頻度が多い税金を始めとする滞納情報を持つ部署から相談窓口につなげる仕組みが必要。● 子どもについては、子どもの不登校や問題行動ばかりでなく、学校に納付する費用の支払いの遅れ等家庭の課題も拾い上げながら、どういうルート(組織又は人)での情報の伝達・集約がよいのかに着目し、学校や教育委員会との連携をベースに、議論していくことが必要。● 自立相談支援事業と他の制度との連携が重要。食料費、交通費、病院代、携帯電話費用などの支援が自立相談支援事業にあるとつながりやすくなるので、場合によっては検討する必要。● 自立相談支援の仕組みは入口のところであるので、そこにつながるよう広報活動等、周知の方法と内容を考える必要。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点

主な意見

③ 支援における情報共有の仕組み

- 「支援調整会議」を法律に設置根拠を持つものとし、構成員や守秘義務についても定めを置くべき。
- 「支援調整会議」を個人情報共有できる仕組みとして、守秘義務を含めた法律上の枠組みを整備することによって、自立相談支援機関がコーディネート役を担い、関係機関を収集して情報共有の場ができるので、一つの支援機関では止まっていた支援が動き出し、世帯丸ごとの支援が可能となる。
- 個人の命に関わるものや子どもに関わるものなど、いくつかの条件に該当すれば個人の同意がなくても段階を踏んで介入することが必要。
- 法律による法定協議会の設置や、生命の危険が予想される場合など、一定の条件を設定した上での情報共有や守秘義務についての法的枠組みが考えられないか。
- 本人同意がない中で、とりわけ納税情報については、地方税法第22条の規定で守られるべき法益を考えると、情報収集・情報提供の範囲は慎重に検討すべき。
- 生活困窮者自立支援制度の実施主体は自治体であり、たとえば税の滞納者等について自立相談支援事業につないでいく働きかけは、あくまでも自治体が個人情報取り扱いの原則のなかでどのように工夫していくかということになる。自立相談支援の対人援助においては信頼関係が基盤となるので、本人同意なく得られた情報を本人との関係で使っていくことは考えにくい。
- 安易に個人情報を共有することは、逆に困窮者にとっての脅威となることもあるので、少し慎重に考えるべき。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点	主な意見
③ 支援における情報共有の仕組み	<ul style="list-style-type: none">● 地域のつながりのある方にも、支援される困窮者の支援方法や関わり方の共有をしていくような場面を作ることが必要。● 相談者の生活をどう支えていくかといった視点と、一方で、自己決定という視点についてそれぞれの兼ね合いをどうとっていくのが重要。● 生活困窮者自立支援の窓口から始まり、結果として生活保護の活用に至った場合に、横断的に同じ支援者が関わっていくような仕組みづくり、支援の連続性が必要。● 要保護児童対策協議会のようなチーム支援が理想的ではあるが、個別の一つ一つの課題に対して丁寧に対応していくということが実態ではないか。いかに多くのセクションが情報共有しながらやっていくかが重要。● 情報の収集に当たってのワンストップ的な担当部署が必要。それには専門的な総合相談をできる人材の配置が必要。● 情報の提供については、法改正という手法もあるが、現行制度の中でガイドライン的なものを示すことも必要。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点

主な意見

④「断らない」相談支援の実現

- 困窮法第2条の定義規定とも関連するが、社会的な孤立という概念を法律に盛り込むべき。
- 困窮法第2条の定義規定等を見直すかどうかが論点。
- 生活困窮の定義や対象について、制度が本格実施されてからの状況を踏まえてもう一度捉え直し、置き直して、理解を広げることが必要。
- スーパーバイズ、フォローアップ等、相談員のサポート、バーンアウトさせないための体制づくりが必要。
- 自立相談支援の相談をバックアップしていくために、我が事・丸ごとの地域の包括的相談支援体制が必要。
- アウトリーチをしっかりとやっていく体制を考えるべき。
- 「断らない」ということがプレッシャーになって、相談員のメンタル面の問題につながってきているのではないか。
- 「断らない」という理念には賛同するが、人材の育成、確保、スーパービジョン、組織の理解などの条件を整えていく観点が必要。
- 相談をそこで受け止めることをどれだけできるか、他の制度につなげるならば、つなげるためにどういう手法を取ったほうがよいかを検討すべき。
- 相談には2つの機能があり、一つは問題解決をする機能、もう一つは、今日、困窮、孤立が進んでいる中で相談自体が支援という機能。関係の保持などを通じて相談そのものが支援になることを理解しておかないと、出口がないから相談を受け付けませんという逆転現象になりかねない。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点	主な意見
⑤ 自立相談支援事業の体制	<ul style="list-style-type: none">● 相談体制の強化が不可欠。具体的には、①支援員等の専門性の確保、②必要な職員配置、③対人援助業務に従事する上での理念、倫理形成、④相談員の育成、スーパービジョンの確保、⑤連携体制の確保。特に配置基準の設定をすべき。● 広域自治体の立場としては、広域自治体における管内実施機関の広域支援について、法律上の位置づけやガイドラインの作成、広域支援した際の費用に関する補助率の予算措置が有効。● 体制の確保や人材、ケースワーカーのスキルの向上が重要であり、質と量、支援員のスキル、十分な配置のための財政的な措置も引き続き検討する必要。● 支援員に関する基準や予算措置も必要。● 単に相談するだけでなく、相談給付のようなものも必要。● 人口別の算定基準については、検討する必要。● 相談支援員の数を増やすべき。● 人員配置基準を明らかにすべき。

(2-2) 就労支援のあり方について

論点

主な意見

① 就労支援のあり方全般

- 本人に見合った多様な雇用、労働の場の創出が必要。
- 日常生活と社会生活と就労を一体的に考え、かつ雇用についても意欲・能力や、本人に適した雇用環境の問題を考えて行っていく必要。また、そのために、それに対応する人員配置、質と量の両面から検討する必要。
- 多様な働き方を目指すことで社会的孤立を解消することができるが、生活保護受給を開始して、就労不可ということになると社会参加の道が途切れてしまう。ケースワークでうまくつなぐことができないか。
- 就労に結びつくまでに一年以上かかる方もおり、期間延長についても検討が必要。

② 就労準備支援事業

- 就労準備支援については、必須化する方向で進めてほしい。
- 断らない支援が一つの到達点とすれば、その出口のツールとして、就労準備支援事業の必須化は検討されるべき。
- 就労準備支援事業の必須化は、全国どの地域、自治体においても雇用、労働の機会を提供するという意義があり、賛成。
- 就労準備支援事業を実施する上でのノウハウ等には、自治体間で差があるので、広域的な県からの支援が重要。
- 規模の小さい自治体では、①需要が少ない、②補助金交付の対象外となっている、③マンパワーの不足や委託事業者が少ないといった問題点があるため、こうした問題点を解決する仕組み作りが必要。
- 交通費について、実費負担ができずに支援をあきらめている現状があるため、この交通費の実費負担の原則を変えられないか。
- 就労準備支援事業の最長1年間という期間について、状況に応じて、その例外を検討していく必要があるのではないか。

(2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
② 就労準備支援事業 ー 就労準備支援事業の対象者(年齢や資産収入要件)	<ul style="list-style-type: none">● 65歳以上の者に就労機会を提供するということで賛成。● 65歳以上の者にも就労準備支援事業を広げていくべき。
③ 認定就労訓練事業 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none">● 認定就労訓練事業を実施する事業主がなかなか見つからないという状況があるので、事業の実施促進に何らかの工夫が必要。● 一般市や町村がこの認定に関わるようなことができれば、さらに普及するのではないか。● 認定就労訓練事業者に対する自立相談支援機関による支援の向上が必要。● 働く先等出口となる企業や民間団体への支援が重要。● 財源的な措置も含めて、バックアップの方策を検討してほしい。● 障害者雇用アドバイザーのこれまでのノウハウも取り入れながら、技術的支援のあり方をもう少し整理して、ガイドライン的なものを作っていくことが重要。● 労災が適用にならない場合の保険にかかる費用や交通費等を公費で賄っていくことも必要。● 交通費等必要経費の認定が必要。● 交通費等の実費負担は検討する必要。

(2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
③ 認定就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none">● 支援つきの就労(中間就労)について、これまでの障害分野のものだけではなく、企業が受け皿になれるようにする。さらに、誰でも働ける社会的企業を育成する仕組みや支援が必要。● 他の事業をしている場合の配置基準に関連した、兼務に関する法人内での柔軟性の確保が必要。
④ 無料職業紹介事業	<ul style="list-style-type: none">● 現状においても、柔軟な就労形態はあるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。● 労働の専門部署が職業紹介を行うことは労基法が守られた職場であるのか等の確認の視点から非常に重要であり、慎重であるべき。● 生活保護の相談のところにハローワークが出ていくような方向も併せて考える必要。
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none">● 最低生活保障以外に自立の助長という考え方から就労自立給付金が創設されているが、生活保護の勤労控除の在り方については、期間限定で、最初の期間は通常よりも多く手元に残るような幅を持たせてインセンティブを強化することは許容されるのではないか。

(3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点

主な意見

① 一時生活支援事業

- ホームレスの数は減少してきたが、多様な生活課題を持つ者が残っているため、アウトリーチによる積極的な働きかけが必要。そのための人的な整備を検討する必要。
- 住宅の提供と同時に、専門的な支援を質・量ともに投入していく仕組みづくりを検討する必要。
- 一時生活支援に関わる人材育成を行うべき。特に借り上げ方式のシェルターの場合の自立相談員ではなく専門の相談員の確保が必要。
- 借り上げ方式のシェルターが増えてきているが、空き福祉施設を活用することも検討するべき。
- 単に一時的な生活の場を提供する機能にとどまらず、サロンのような場につなげることにより、集まった人たちのなかでの相互の関わり、自立相談支援機関以外の支援者による観察によりアセスメントを深めることが可能となる。
- サロンのような場は、一時生活支援事業専用である必要はなく、他事業と相乗りでよい。単身生活に不安がある人に対する施設ほどでない支援や見守りの提供の枠組みにも一致するのではないか。
- フードバンクや食糧支援が大きなポイント。フードバンク事業の役割の見える化や重要な資源の一つであるという位置づけをしていく必要。

(3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点	主な意見
② 居住支援のあり方 ー 全般	<ul style="list-style-type: none">● 居住を確保した後の様々な生活課題に対する生活支援をどのように考えていくのかが重要。● 生活支援もついたサポートのような体制ができれば、住宅を選ぶ際にももう少し幅ができるのではないか。● 年齢的なものもあって保証人の確保が難しい。
ー 福祉・住宅行政の連携方策 ー 孤立解消に向けた支援や見守りの提供方策	<ul style="list-style-type: none">● 居住支援については、居住者に何かあったときに誰が動くのかという具体的な対応が求められており、身上監護の内容に近い。公的保証制度の仕組みづくりが必要であり、生活困窮以外の分野でも共通の課題なので、分野横断的な枠組みが基盤となるべき。● 不動産情報の提供と、保証人の確保、亡くなった後の処理、地域居住を支える連携といったことを行う居住支援が必要。● 居住支援は地域の支え合いのみで行うことは困難であり、コーディネートする人、地域の支え合いをつくる人という意味でプロが必要。● 介護施設等の専門施設に入った人も継続して支援する必要がある。● 居住支援協議会の福祉分野へのコミットの仕方を検討すべき。● 住宅扶助費の代理納付について、家賃のみならず保証料や共益費など様々なものも認めることを検討すべき。

(3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点

主な意見

③ 無料低額宿泊所等 - あり方全般

- 保護費が適正に使われているか、納税者の制度の信頼感という観点から、悪質な事業者と良質な事業者を切り分ける法的な規制が必要。
- 良質なサービスを提供されているところについては、積極的にそれを促進する制度的、財源的な手当ができないか。
- 無料低額宿泊所は措置施設と異なり、本人と宿泊所の契約関係で入居しているため、福祉事務所と宿泊所の関係が薄い。一方で、措置施設のように規制が強くなりすぎると、実態に応じた自由なサービス提供ができなくなるという問題もある。
- (再掲)居住を確保した後の様々な生活課題に対する生活支援をどのように考えていくのかが重要。
- (再掲)生活支援もついたサポートのような体制ができれば、住宅を選ぶ際にももう少し幅ができるのではないか。
- 無料低額宿泊所は居宅の位置づけであるが、生活支援付きとなると法的枠組が変わってくるのではないか。第1種社会福祉事業でも第2種社会福祉事業でもない1.5種の位置づけが必要ではないか。
- 貧困ビジネス問題に関連して、生活保護受給者の住まいや支援先を決定する福祉事務所のケースワーカーの数、質を議論する必要がある。
- 無料低額宿泊所の地域偏在があるのではないか。

(3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点	主な意見
③ 無料低額宿泊所等 - 無料低額宿泊所の法的規制	<ul style="list-style-type: none">● 無料低額宿泊所の法的規制、調査や指導・業務停止といった規制は必要。大阪府条例の施行状況から考慮すると、法令での規制は効果が期待できる。● 無料低額宿泊所の規制が先行すると、良質な社会資源が失われることから、規制と推進は同時並行的である必要がある。● 悪質な事業者に対する規制と営業の自由との関係の整理が必要。規制を作るとしても、参酌基準として、自治体での具体的対応に委ねざるを得ない部分が残るのではないか。● 無届け施設の規制については、有料老人ホームは無届けでも改善命令等が可能となっているが、無料低額宿泊所は定義が難しく、どこまで規制をかける施設とするか検討する必要がある。
- 無料低額宿泊所等の生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none">● 生活支援のコストについては、生活保護費の他に地方自治体の単独事業や他制度の活用を検討すべき。● 生活支援が必要な人は被保護者のみならず生活困窮者や年金単身者など地域居住している人にも広がっていく可能性がある。生活保護制度における対応も必要だが、それ以外の人々をどう支援するかが課題。
- 無料低額宿泊所のその他の論点	<ul style="list-style-type: none">● 専門職の配置が必要。その際、社会福祉協議会や社会福祉法人の専門職を派遣するといった方法も考えられる。

(3-1) 一時生活支援・居住支援のあり方について

論点	主な意見
④ 保護施設	<ul style="list-style-type: none">● 救護施設は、精神障害の方のほかに、特別養護老人ホームや障害者施設の専門施設に入れなかったり、また3障害に該当せず、制度の狭間に置かれた人々、ホームレスの方、矯正施設出所者の支援、DV被害者の緊急一時保護等の受け皿となってきた。● 平成19年以降、自立支援と地域生活移行支援の強化を行っている。● 保護施設の施設類型の改変等も考えられる。● 精神障害者のための地域の受け皿づくりの議論の中で、保護施設の位置づけがあまり意識されていない。● 全国の保護施設の実情や課題を調査研究等で明らかにした上で、今日的な保護施設のあり方、今後期待される専門機能についての検討が必要。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
① 子どもの貧困への対応全般	<ul style="list-style-type: none">● 子どもに対する学習支援と生活支援、親への養育支援と生活支援は一体的に実施されるべき。● 高校中退保護受給世帯の子どもが多くなっていることを踏まえ、子どもの貧困対策の中で、キャリア教育など自立につなげていくことが重要。● 貧困から来るストレスにより学力不振に陥ることから、子どもに対しては、あなたを大事に思っている人が社会にいるんだと知ってもらう支援が有効である。結果だけでなくプロセスを評価できるような支援が必要。● 生活困窮者自立支援や生活保護だけではなく、既存の子育て支援(保育所、児童館、学童保育施設等)と組み合わせるべき。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点

主な意見

② 子どもの学習支援事業

一 事業の取組強化の必要性、その取組強化の方向性

- 子どもの年齢や、対象とする子どもの範囲により課題が異なるため、学習会を実施する際は、ターゲットを絞って行うのが効果的。
- 子どもの学習支援については、文部科学省、厚生労働省、内閣府それぞれの取組が効果的に活用できるような仕組みにするべき。
- (再掲)子どもに対する学習支援と生活支援、親への養育支援と生活支援は一体的に実施されるべき。
- 学力の向上に重きをおくのではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援を担うものとして整理すべき。
- 子どもの貧困は世帯貧困の問題。子どものための世帯支援の実施が重要。さらに、そのためにも「集合型」の対応のみならず、「訪問型」の活用が有効。
- 学習支援の機能として、①十分な学力を養う学習支援、②ソーシャルスキルの獲得、③家庭の孤立防止、④各種支援や奨学金などの情報提供、⑤キャリア教育の5つが考えられる。
- 学習会に来るのは、学力が低くかつ家庭の収入が低い子が多い。一人一人に合わせた寄添い型の指導で、まず信頼関係を構築し、自己肯定感の向上、学習意欲の向上に結びつける必要がある。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
<p>② 子どもの学習支援事業</p> <p>一 事業の取組強化の必要性、その取組強化の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none">● 在学中から福祉現場の仕事・業務内容を理解・把握できるような取組を広げていきたい。● 社会的、経済的自立のため、基礎学力と併せて早くからキャリア教育を行うべき。● (再掲)生活困窮者自立支援や生活保護だけではなく、既存の子育て支援(保育所、児童館、学童保育施設等)と組み合わせるべき。● 中学生からでは学習が追いつかないため、保育所の活用等により、小学校低学年・就学前からしっかりと支援を行うべき。● 中学進学時に、福祉と学校教育がタッグを組み、家計、生活支援を含めたアセスメントを行う体制を考えるべき。● 学習支援の委託先が社協や公的セクターでない場合、保護者の生活支援につながりにくいという課題があるため、その解決が必要。● 個別世帯の状況に応じた総合的な資金計画の相談窓口が必要。生活保護世帯も含め、子どもの貧困の観点から家計相談支援事業の専門的支援が全国で必須化されるべき。● 高校中退に対する支援については、県立高校を所管する都道府県と子どもの学習支援を行う市との役割分担を検討する必要がある。● 生活保護世帯を含め、高校まで継続した学習支援の財源措置が必要。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点

主な意見

③ 生活保護世帯の大学等への進学支援 (次ページに続く)

- 進学希望の子どもにとっては、親世帯の扶助費が減ることがブレーキ。特に住宅扶助が減ることの負担が大きい。
- 我が国の18歳で一律に進学する仕組みが特異。働いた後で大学で学ぶなど、成人を対象にした高等教育が一般的になることが望ましく、個人の高等教育進学時の生活扶助は、保護の問題とは別の軸で検討する必要がある。
- 世帯内就学については生活保護を受けていない世帯との公平性が保たれないという観点はある。実例を集積するなどして他制度の活用も含めて多面的な検討が必要。
- 大学進学については、夜間部だけではなく昼間部も、世帯分離しない取扱いが考えられないか。
- 保護受給世帯以外にも、家計が厳しい中でアルバイトなどと両立しながら学生生活を営んでいる学生も少なくない。
- 3割程度の子供が進学していないことに鑑みて、最低生活保障との兼ね合いをどう整理するのか。授業料や生活費については、基本的には給付型奨学金の拡大や授業料の減免の拡大に向けた取組で考えることになるのではないか。
- 大学等の高等教育のコストは文部科学省の施策や他制度で賄う必要がある。
- 進学のための教育資金貸付が多額にのぼっており、将来返還可能なのか危惧しながら貸付をしている。
- 文部科学省の調べでも、経済的理由での中途退学者が2.3%、高知市では授業料の滞納があった者が、中途退学者全体の56.5%と過半数を占めており、経済的な理由で授業料が払えない方が多い。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
③ 生活保護世帯の大学等への進学支援	<ul style="list-style-type: none">● 生活費本体というより住宅扶助など側面支援的なバックアップができないか。● 当面は、住宅扶助の暫定的な維持や、アルバイト収入の収入認定除外について、授業料などにも拡大すること、生業扶助の就職支度金に準じた大学入学支度金のようなものがあるのもいいのではないか。
④ その他	<ul style="list-style-type: none">● 高等学校等就学費は生業扶助であるが、教育扶助として捉えるか、生業扶助として捉えるかで、最低生活保障の中身や、自立助長の中身、給付内容が異なってくる。● 私立学校就学費用、学習塾費用、大学の入学金、受験料などを給付することは難しい問題をはらんでいる。● 林間学校にバッグがないから行けないなど、生活保護受給者が社会経験を利用できなくなっている。● 介護福祉士養成など福祉分野でも奨学金制度が構築できないか。● スクールソーシャルワーカーの地域との連携が必要。● 給付型奨学金の規模拡大、手続簡素化が必要。

(4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

論点

主な意見

① 高齢者に対する支援のあり方 ー 全般

- 高齢者については自己肯定感や自尊心が低下することから、高齢者に対しては、あなたを必要としている人がこの町・地域にはいるんだとわかってもらう支援が有効。プロセスを評価できるような支援が必要。
- 足元急増する低年金・無年金者、そして住まいの問題をどうしていくか、生活保護の問題とあわせて検討する必要がある。
- 制度の根幹にソーシャルワークを位置付けてほしい。
- 高齢者に対する包括的な支援の拠点としては、すでに整備されている地域包括支援センターがある。高齢者に対する就労支援や家計相談支援に困窮者支援が協力していくにせよ、基本的な軸足をどこに置くかは十分に留意しながら検討する必要がある。
- 生活保護制度の中での高齢者の位置付けを検討する必要がある。
- 高齢者のケースワークについては、入退院、介護の手続等が煩雑となっており、非常勤の支援員との役割分担や財政負担を総合的に検討することが重要。
- 高齢者になってからの生活保護受給をどう防ぐか、という考え方ではなく、もっと手前から生活保護を使うことにより、生活保護費全体が抑えられるという考え方もあるのではないか。

(4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

論点

主な意見

① 高齢者に対する支援のあり方 ー 就労支援

- 高齢期の就労の場の開拓、現行制度における労働能力の活用の開拓を積極的に進めるべき。
- 高齢者の自発的な就労ニーズに積極的に対応していくという方向性には賛成。
- 高齢者の受け皿としての就労について、参加型というような概念で就労訓練事業を少し拡大するような受け皿(社会的就労)を作っておく必要。
- 高齢者の分野において、楽しみながら仲間づくりができて、自分の尊厳を保ちながら、1か月に1万円、2万円といった働き方の開発がなされるべき。また、そういう就労のコミュニティービジネスも考えていく必要。
- 人間関係が希薄になり、認知機能が低下していく中で、65歳を過ぎた、あるいは60代に入ってから仕事やボランティアを進めることが本人のためによいのではないか。そうした制度設計が必要。
- (再掲)現状においても、柔軟な就労形態があるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。
- 高齢の生活保護受給者にとっての就労の位置づけが不明確。高齢者とそれ以外の現役世代に対するケースワークを区別して運用しているところもある。運用の違いにより就労率が低いということはないか。

(4-2) 高齢者に対する支援のあり方について

論点	主な意見
① 高齢者に対する支援のあり方 ー 居住支援	<ul style="list-style-type: none">● 国交省の住宅セーフティーネット法と、生活困窮者自立支援制度の乗り合いをどのように進めるかを検討する必要。居住においては、安い物件への転居支援のみならず、保証人の確保支援、生活支援など、「住宅の安全確保」と「生活の安全確保」をセットで考える必要。● 生活を圧迫する住居費について、住み替え支援の体制をしっかりと考えていく必要。
ー 家計管理・金銭管理	<ul style="list-style-type: none">● 高齢期の前の金銭管理、家計管理の支援により生活保護になる前の、事前の準備ができるのではないか。● 高齢の身寄りのない困窮者が増え、成年後見の必要な方が増えているのではないか。うまく成年後見制度が使いこなされているのか。● 生活保護の高齢者で、認知症や精神障害の方の金銭管理を日常生活自立支援事業で行っており、位置づけを整理する必要がある。● 成年後見まではいかないが、金銭管理というレベルの対応を権利の問題も含めて制度的にどのように保障していくか。

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

論点	主な意見
① 家計相談支援のあり方全般	<ul style="list-style-type: none">● 家計相談支援は、お金の困りごとを入り口に、生活再建をともに考えて、相談者をエンパワーメントしていく事業であり、その本来の在り方をしっかり周知していくことが必要。● 自立相談支援事業において様々なアセスメントがされるが、家計全体が見えないと適切な支援に直結しないこともあり、また、生活保護の指導とは異なり、本人の理解・助言が大変重要であることから、専門性の高い家計相談支援事業は大変重要。● 家計相談支援は、自立相談支援とはアプローチや専門性が異なる相談支援であり、独立した事業として実施していく必要。年金担保貸付事業の廃止や銀行カードローン等による多重債務問題も深刻化する中で、世帯の将来を見据えた支援を行うことができる事業であり、よりきめ細かな支援が行きわたる。● 多重債務で家計相談を行っていても、生活保護になれば継続して家計相談を行うことができない。生活保護のギャンブルやアルコール依存が原因で日常生活自立支援事業は受けられない場合、生活困窮の方で丁寧にやってきた実績もあるので、生活保護のケースワークの中で生かしていけないか。
② 家計相談支援事業 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none">● 7割の自治体が事業化できていない、必須化できておらず、また家計相談支援については、自立相談支援の中でかなり対応できているため、小規模自治体としてはそのような状況の中で、家計相談支援事業の必須化はなかなか難しい。● 家計相談支援については、自立相談支援事業の中で行っており、大都市としても、現状やりくりができており、現状の中で、その専門性を高めて、総合的に判断できた方がよい。

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

論点

主な意見

② 家計相談支援事業

- 自立相談支援として一通り話を聞いていく中で家計の問題は出てくるが、自立相談支援から家計相談支援に移行すると、相談者からすると、同じ話を2回してもらうことになる。必須化には異論はないが、ある程度一本化できるのではないか。
- (再掲)個別世帯の状況に応じた総合的な資金計画の相談窓口が必要。生活保護世帯も含め、子どもの貧困の観点から家計相談支援事業の専門的支援が全国で必須化されるべき。
- 家計相談支援事業と自立相談支援事業、どちらか一つしかできないのであれば、家計相談支援事業を選択。それほど重要な事業。
- 家計相談支援事業の必須化には賛成。自立相談支援の中に家計専門員を置くという考え方もあるが、別事業として立てるべき。
- 家計相談支援事業について、高齢者の支援、子どもの学習支援、一時生活支援が基本的に家計を切り口にして生活再建をどうしていくかというものであり、専門的な支援が必要であり、必須化するべき。
- 家計の自主的管理だけでなく、依存症など一定の金銭管理が必要な人がいる。家計相談支援事業の必須化の際に金銭管理にかかる事業も考えるべき。

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

論点

主な意見

- ③ 生活福祉資金貸付制度
一 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度のあり方

- 生活福祉資金貸付については、自立相談支援員がほとんど利用していない状況にあり、書類面等で期間がかかって結局は間に合わない場合も多いので、生活困窮者自立支援制度との連携をもう一度考える必要。
- 生活福祉資金貸付は第一種社会福祉事業であり、貸付を通じた相談支援に意義がある。その相談支援としての本来の役割を果たすためには、社会福祉協議会の相談支援体制の強化が必要。
- 自立相談支援事業による支援を要件としていない教育支援資金の利用世帯にも相談支援を必要とする世帯は少なくない。子供のための世帯支援という観点から事業を有機的に活用していくことが必要。
- 家計相談支援と生活福祉資金の貸付はいかに一体的に行うかが重要。
- 生活福祉資金貸付制度は、多重債務の問題に対応する家計相談支援の際に活用する非常に有効な制度。

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

論点

主な意見

③ 生活福祉資金貸付制度

ー 生活福祉資金貸付制度で対応できないような当座の資金ニーズへの対応

- 全国で7割近い自治体が貸付ではなく給付型の独自の施策で困窮者の急場をしのいでいる。貸付ではなく給付型とすることで一旦リセットして、もう一回生活再建させていくという方法が有効であるということであれば、そうした方法が制度を考える上でのポイントになるのではないかな。
- 制度の狭間の緊急支援的ニーズが高くなっており、社会福祉法人による地域貢献の取組を広げるとともに、緊急貸付等の制度化の検討も望まれる。
- 県社協が窓口になっている緊急小口貸付は、決定までに1～2週間かかっているが、例えば、市社協や地区社協で、直接決定できる仕組みとすれば改善できるのでないかな。
- 緊急小口貸付については、社協窓口だけでなく、自立相談支援機関の家計相談でも貸付の申請ができるよう窓口を広げることが必要。
- 自治体や社協独自の貸付・給付事業の方が活用されている実態がある。現場は、つまり、生活福祉貸付資金と独自のものを両立で活用している。ならば、この独自事業について、どうバックアップしていくのか検討すべき。
- 社会福祉法人による緊急貸付の活用は、伴走型の相談支援とともに貸付を行っていることが重要。

(4-3) 家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

論点

主な意見

③ 生活福祉資金貸付制度

一 年金担保貸付事業の廃止を踏まえた高齢者の家計への対応

- 年金担保貸付の者について、家計相談支援が相当しっかり関わらないと、生活福祉資金貸付という枠組みではなかなか難しいのではないかと。
- 家計相談支援により、借金に至った背景や原因を丁寧に聞き取って、この課題に対応するプランを立てること、また、適切な債務整理に誘導して再度の借金をしなくてもいいように数年先まで見通しを立てることが重要。
- 高齢者がほかで借金を重ねてしまって多重債務に陥ってしまわないように、家計相談支援でしっかりと高齢者を支えるべき。
- 年金担保貸付についても、徐々に縮小してきているが、どうしても生活保護につながってしまう状況もあるので、代替措置や支援体制を含めて、体制を整えながら縮小していくことが重要。
- 年金担保貸付廃止に伴う受け皿が必要。
- 年金担保貸付の廃止の方向が示されているが、生活福祉資金貸付制度が受け皿として考えられるのではないかと。その際、制度の仕組みと支える体制の整備が必要。
- 年金担保貸付制度の廃止により、その貸付を受けていた者がどの程度生活福祉資金貸付にくるのかということを見極めておくことが必要。

(5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について

論点

主な意見

① 都道府県の役割

- 都道府県による①広報・啓発を通じた制度の周知による福祉意識の醸成が重要、②地域福祉計画の中に生活困窮者自立支援制度を位置づけることが必要、③財政的な支援が必要、④研修・人材育成は必要であり、役割として重要、⑤事務監査等をきちっとしていただくことが必要。
- 現役世代は市町村域にこだわらずに移動するため、エリアを越えた、広域的な役割・ネットワークが重要。都道府県と市が一体的に取り組む中で、都道府県が困難事例に直接関わったり、社会資源につなげたりするといった具体的な役割が検討されるべき。
- 就労準備支援については、都道府県が役割を果たすべき。NPOをはじめとした資源の開発とともに、都道府県労働局との関係をしっかり築くべき。
- 都道府県の役割(支援者連携等)は重要であり、国はしっかり都道府県をサポートすべき。
- 支援者同士の連携・状況共有が重要。
- 保護も困窮も支援にかかわる人材が重要であり、都道府県が人材育成に積極的に取り組めるように、国が指針を示すことが必要。
- 都道府県による広域支援については、広域支援の位置づけの明確化や何らかの誘導策が必要。

(5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について

論点

主な意見

② 町村部における支援のあり方

- 意欲がある町村は自立相談支援機関を設置できるようにすべき。
- 町村が生活困窮者自立支援の主体となることについて、一律ではなく自発的に任意で選択できることが望ましい。その際、都道府県職員の派遣による窓口対応、都道府県の委託による町村窓口の設置等も必要。
- 町村が実施主体となるかどうかは、それぞれの町村の状況によるが、環境整備、財政支援が必要。
- 町村が実施主体となることについては賛成。
- 福祉事務所未設置自治体の1割強が窓口の必要性を感じていることに注目したい。福祉事務所未設置の町村であっても、任意で実施主体となることを認めるべき。
- 福祉事務所を設置していない町村において、都道府県が管轄する枠組みを改めるべき。意欲ある町村が事業展開できないことは、今年度の社会福祉法の改正との関係でも平仄が合わない。町村に実施義務を課すということではなく、町村が手を挙げやすいよう、補助金交付要件や人員基準などのハードルを低くすることが必要。
- 町村が自立相談に何らかに関与しなければ社会的な孤立等の解決は難しい。そのためには、町村に対する都道府県によるフォローが必要。

(5-1) 都道府県・町村・社会福祉法人の役割等について

論点	主な意見
③ 社会福祉法人の役割	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉法人は、今後も「地域における公益的な取組」等を活用し、社会福祉協議会を軸にして、生活困窮者支援に取り組んでいきたいが、各種福祉制度にまたがるヒト、カネの使い方については、運用を改善してもらいたい。● 社会福祉法人の地域貢献として、生活困窮者等を対象とした事業を実施する際、本来、生活保護等の公的制度の対象となるべき者の支援を求められることがある。整理が必要ではないか。● 社会福祉法人については、専門性は高いがどうしても制度ありきとなってしまう一方、NPOは柔軟性がある。社会福祉法人をベースとしながらも、NPO等を巻き込んでいくべき。● 福祉施設の地域偏在により、地域によってはニーズに応えきれない場合があるため、その対応の検討が必要。

(5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について

論点	主な意見
① 健康管理 - 全般	<ul style="list-style-type: none">● 健康管理や医療についての自立支援のプログラムは組織的、継続的、計画的に全国的に進めていくべき。● 健康管理事業により本人や家族へ介入するにあたって、かかりつけ医との連携が必要。またその手順の標準化を行う際には、現場の実情がわかる実務者の意見を聞きながらマニュアルを作成することが必要。● データに基づいた議論ができるよう国において十分にデータの収集・分析に取り組むことが必要。● 子どもの健康を守るために、保護者へのかかわりも含めて今後取り組むべき。● 子どもの健康管理については、ネグレクト状態にあるなど、健診を促しても受診させない親もおり、医師会等と連携して対応する必要がある。● 親が子どもの健康管理をできない場合、学校が持っている情報をつなげていくことが非常に重要。ケースワーカーさんと共有して、子どもの健康を担保していくような形になるとよい。
- 健診データ	<ul style="list-style-type: none">● 生活保護受給者の疾病予防については、健診義務化の検討が必要ではないか。● 生活保護受給者の健診等データの集約・分析が必要。
- 実施体制	<ul style="list-style-type: none">● 健康管理に当たっては保健師等が配置できる体制が必要。● 専任の健康管理支援員の福祉事務所への人員配置や外部委託の検討が必要。● 福祉職種との連携、保健師との連携、地域の医師会との連携も重要。

(5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について

論点	主な意見
② 医療扶助の適正化 - 全般	<ul style="list-style-type: none">● 精神疾患については、医療機関から退院して地域で暮らしていける環境作りが必要。精神科の長期入院や手帳を持っていない方については自立支援医療の方で対応できないこともあり、生活保護からのアプローチも有効。長期入院している人でも地域で暮らしていけるよう、居住支援や生活支援付きの居住が重要。結果的に医療の適正化にも資する。ネットワーク化と社会的居場所という社会資源の配置を検討する必要。● 生活保護受給者はメンタル面での問題を抱えていることにより、適正な受診ができなくなっていることが多い。生活保護の受診率が必ずしも高いわけではなく、子どもについては適切な受診の促進が必要。頻回受診は社会的に居場所がない人の問題でもある。● 医療は最適の医療を提供すべきであり、最低限度の医療というものはない。● 限りある社会保障財源の中で生活保護制度を持続可能な制度としていくためにも、後発医薬品の義務化、丁寧な健康管理支援が必要。
- 後発医薬品	<ul style="list-style-type: none">● 後発医薬品については使用促進が必要であるが、医学的判断が前提となる必要がある。副作用等の情報提供が十分でない会社もある。● 後発医薬品の品質については相当均一化がされており、そういった点でも医師の理解促進が必要。● 高齢者の場合は薬の形状が変わったりすると、体調が悪くなったりすることもある。受診を減らすことが重症化につながったり医療扶助費の増加にならないよう長期スパンでみていく必要がある。● 後発医薬品の使用促進は必要であるが、本人の意思との関係でどこまで推進するか。医療アクセスの平等は重要。

(5-2) 生活保護受給者の健康管理・医療扶助の適正化について

論点	主な意見
② 医療扶助の適正化 - 重複処方等	<ul style="list-style-type: none">● 重複処方等については、薬局を一か所にするモデル事業は患者に必要以上に負担とならないようにする必要がある。
- 窓口負担	<ul style="list-style-type: none">● 大阪府としては償還払いによる窓口負担の導入を要望してきており、福祉事務所の事務負担や生活保護受給者の負担に配慮しつつ検討する必要がある。● 政令指定市長会としては一部負担金の導入を提言しており、頻回受診、重複受診、後発医薬品の使用率の向上にも効果が期待できる。最低生活保障と医療費適正化の双方の観点から丁寧な議論が必要。● 生活保護は保険方式ではなく税方式であり、保険料を支払う所得があることを前提としている医療保険の自己負担の議論はなじまないのではないか。窓口負担には反対である。

その他の意見について

論点

主な意見

① ケースワークについて

- ケースワーク業務については指針となる手引きを作ることや、担当職員研修の標準的な内容を示し、生活保護の運用実施だけではなく相談支援の知識や技術を習得できるようにすることが必要。要保護者と生活困窮者は重なるものであり、両制度の担当課が協力して基本事項を学ぶことも検討すべき。
- ケースワークを担う非正規職員が増えているが、信頼関係を築くには頻繁な異動では困難であり、ソーシャルワーカーを正規職員として配置する必要があるのではないか。
- (再掲) 貧困ビジネス問題に関連して、生活保護受給者の住まいや支援先を決定する福祉事務所のケースワーカーの数、質を議論する必要がある。
- 今のケースワーカーは昔と事務量が異なり、事務の軽減が必要。非常勤や特別職で就労支援員や就学支援員を採用して、ケースワーカー以外の仕事を担っており、ケースワーカーが本来の業務を担うためには非常勤特別職も増やす必要がある。
- 法定受託事務である給付事務と自治事務であるケースワークを分離した仕組みを検討すべき。

② 不正受給 - 高校生のアルバイト収入の未申告

- 扶養義務に関する調査をやるとの報道があったが、生活保護世帯の子どもにとってプレッシャーになる。貧困の連鎖から抜けるための支援をしていく必要がある。
- 高校生のアルバイトに関して不正受給の扱いとするのは、本人が収入申告義務をよく理解していない場合もあり、厳しすぎるのではないかと。相談支援で運用の改善を図るべきではないかと。本人に悪気がなかったり、親が生活保護受給を隠していたような場合、本人もショックを受ける。将来にも良くない。

4. 平成30年度概算要求等について

平成30年度生活困窮者自立支援 制度関係予算の概算要求について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

平成29年9月

生活困窮者自立支援事業の概算要求について

平成29年度予算額 **400億円** → 平成30年度概算要求額 **441億円 (+41億円)**

- 平成30年度概算要求においては、生活困窮者の自立をより一層促進するため、就労準備支援や子どもの学習支援の充実・強化、居住支援の推進等に要する経費を含めて総額で441億円(対前年度41億円増)を要求
- 推進枠要望事項以外の生活困窮者自立支援法の見直しに係る経費の取扱いについては、社会保障審議会の検討の結果等を踏まえ、予算編成過程において検討

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

29年度予算額

218億円



30年度概算要求額

218億円

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

29年度予算額

183億円



30年度概算要求額

224億円

(推進枠要望分を含む)

推進枠要望

就労準備支援事業 12.5億円

1. 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業等

一時生活支援事業 2.7億円

2. 路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対する支援の充実

子どもの学習支援事業 22.0億円

3. 高校生世代、小学生支援の充実・強化

その他の事業 2.5億円

4. 支えあい型居住継続支援事業(仮称)

上記以外の生活困窮者自立支援法の見直しにかかる経費

1. 就労準備支援の充実

(ひきこもり支援の充実・強化)

ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、訪問支援(アウトリーチ)等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を推進するなど、就労・社会参加の促進を図る。

1.(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

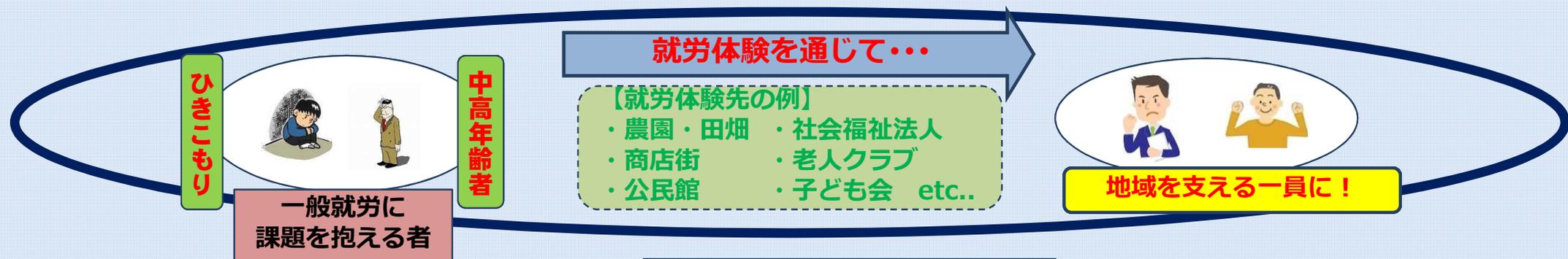
①

平成30年度推進枠要望額：12.5億円（うち困窮分7.5億円）

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

- ◇ 地域における就労体験先の開拓・マッチング
- ◇ 利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費



就労準備支援事業



- 利用者との就労体験先の開拓・マッチング
 - 本人に寄り添う手厚い支援
- ⇒就労準備支援担当者の訪問支援等

就労準備支援事業の加算を想定

新たな就労準備支援担当者の配置

(パターン1)

就労準備支援事業者からの再委託

⇒ひきこもり支援を担うNPOや、障害者の就労支援を実施する社会福祉法人等への委託が考えられる。

(パターン2)

ひきこもりサポーター等の活用

⇒研修修了者として登録されているひきこもりサポーターを、就労準備支援担当者として訪問支援に活用することが考えられる。

効果

地域活動の「支え手」として就労体験に参画することで、就労意欲の喚起や自己有用感を醸成が期待できる

⇒早期の一般就労を目指す上で効果的

1.(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度推進枠要望額：5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援

(拡充・強化)

- ・ 広域的な相談窓口
 - ・ 関係機関と連携した訪問支援
- 【市町村バックアップ機能強化】
※主として都道府県センターを想定
- ・ 関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定
カンファレンスへの助言等
 - ・ ひきこもり支援実施者からの相談対応
 - ・ 市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言、指導
- 【訪問支援体制強化】
- ・ 困難ケースへの訪問支援
 - ・ 相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的实施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ ひきこもりサポーター養成研修

- ・ ひきこもりサポーター養成研修
- ・ 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・ 家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

【参考】ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）概要

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した第一次相談窓口（相談窓口の明確化）
- ひきこもり支援コーディネーター（※）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ（**自立への支援**）
※社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士 等
- 関係機関との連携（**包括的な支援体制の確保**）
- ひきこもりに関する普及、啓発（**情報発信**）
【実施主体】都道府県、指定都市（NPO等への事業委託可能）



民間団体
 家族会
 NPO法人
 民間センター

教育関係
 学校 教育委員会

保健医療関係
 医療機関
 保健所
 保健センター

就労関係
 地域若者サポートステーション
 ハローワーク
 障害者雇用促進関連施設

関係機関との連携

福祉、行政関係
 福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター
 児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター
 発達障害者支援センター 子ども・若者総合支援センター

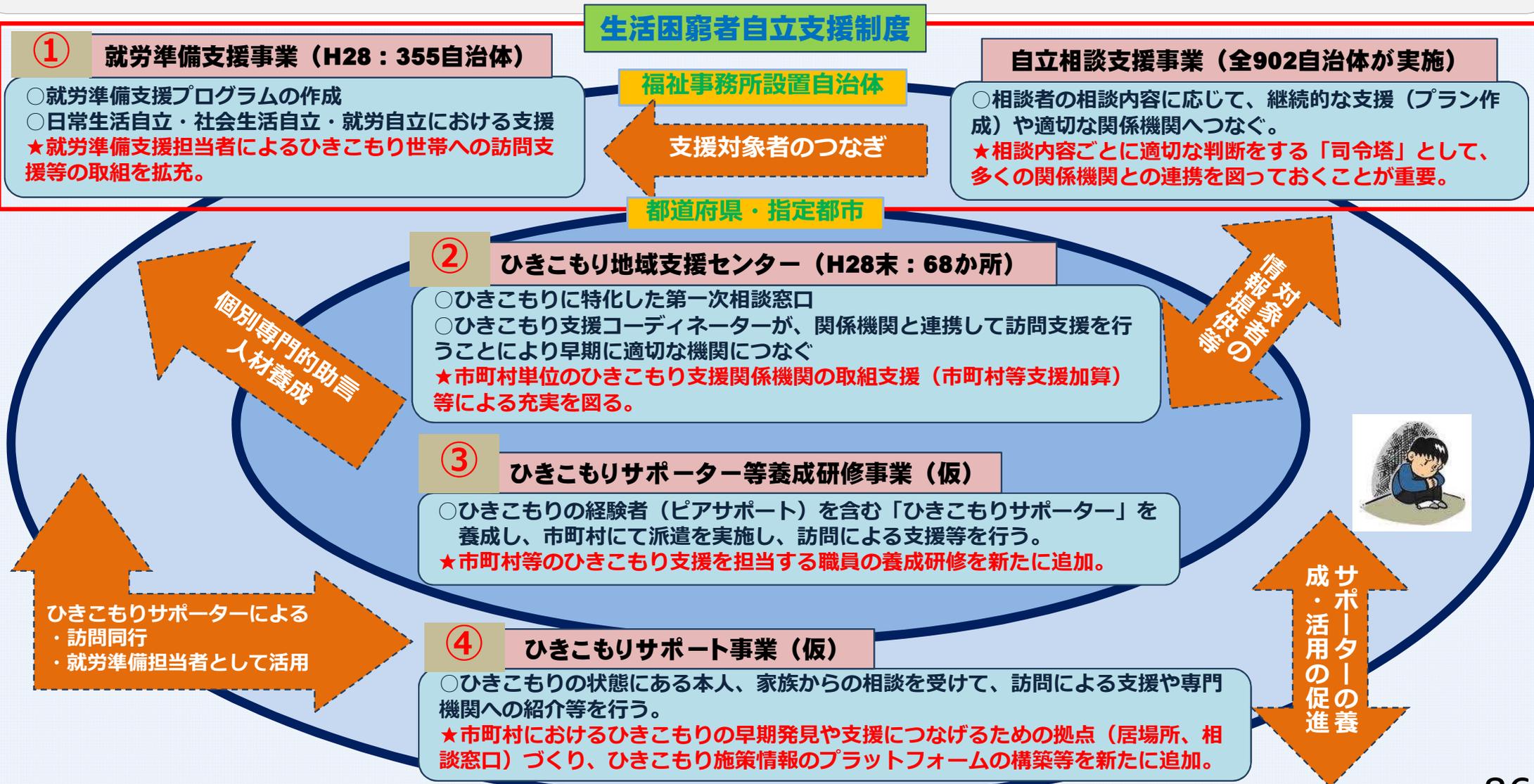
年度別設置数 ※()内は自治体数

年度	新規	累計
26年度	8(8)	57(53)
27年度	8(8)	65(61)
28年度	3(3)	68(64)
29年度	3(3)	71(67)

(参考) 市町村でのひきこもり支援の強化の全体像

【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業の強化】

- ◇ 30年度の推進枠要望において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



2. ホームレス支援の推進

ホームレスを支援するため、医療専門職(保健師、看護師、PSW等)による巡回相談や健康相談を実施するとともに、福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士等)による見守り支援等を実施する。

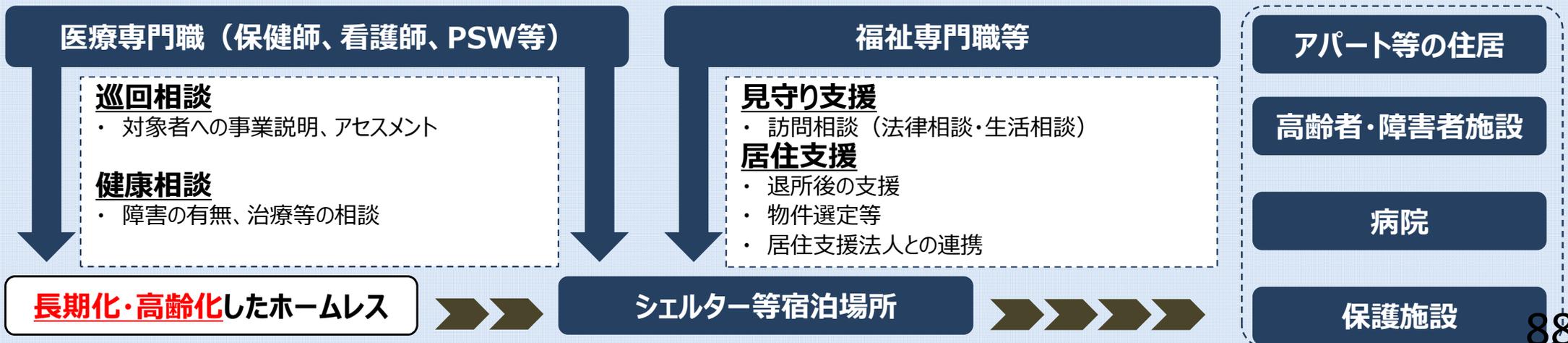
2. 路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対する支援

平成30年度推進枠要望額：2.7億円

- ◇ 現在、ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化するといった課題が顕在化している。ホームレス自立支援法は、本年6月にその期限が平成39年まで10年間延長されており、今後、同法に基づく具体的な指針を策定する必要があるところ。
- ◇ 現行、路上生活が長期化・高齢化している者等に対して下記のような課題がある。
 - ・健康状態の悪い者が一定程度存在しているが、十分に支援が行き届いていない。これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療的視点を持ったきめ細かい相談が必要。
 - ・シェルターを利用しても、退所後再度路上生活に戻る等を繰り返す者が存在。路上生活に戻ることを防ぐ取組の強化が必要。
 - ・集団生活等を望まず自立支援センター等の事業を利用せず、路上にいる者が存在。これらの者の支援の強化が必要。
- ◇ これらの課題にはきめ細かい支援が重要であるが、現在、路上へのアプローチ、一時支援のためのシェルター等では十分ではない。そのため、集中的なアウトリーチを行うことにより、ホームレスの住居の確保や、自立した社会生活が送れるための支援を強化する。
- ◇ 具体的には、
 - ・医療専門職（保健師、看護師、PSW等）による路上やシェルター等におけるきめ細かな相談・支援の広域実施（必要に応じ医療機関と連携）
 - ・福祉専門職によるシェルターで行う見守り支援や、各種支援の広域実施にかかると取組を強化する。

対象経費

- ◇ 医療専門職、福祉専門職の人件費等



(参考)ホームレスの状況

- 平成28年10月に「ホームレスの生活の実態に関する全国調査」を実施。
 ※東京都23区・政令指定都市(熊本市を除く)及び平成28年1月調査(概数調査)で30人以上ホームレス数の報告があった市において、1,435人へ個別面接
- ホームレスの**高齢化**や、路上生活期間の**長期化**などが課題。

年齢の状況

○ 年齢階層

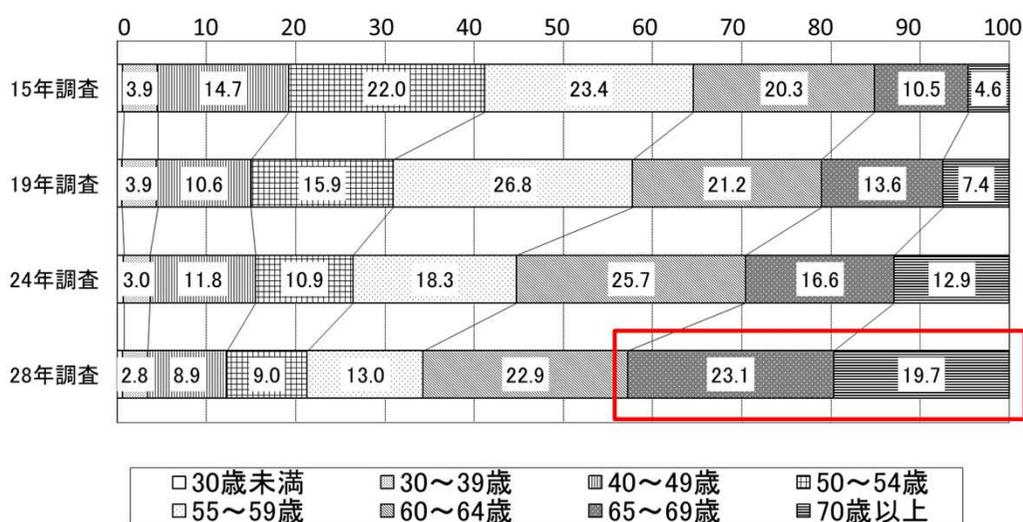
- ・ ~39歳 3.4%(▲0.3)
 - ・ 40~49歳 8.9%(▲2.9)
 - ・ 50~54歳 9.0%(▲1.9)
 - ・ 55~59歳 13.0%(▲5.3)
 - ・ 60~64歳 22.9%(▲2.8)
 - ・ 65~69歳 23.1%(+6.5)
 - ・ 70歳~ 19.7%(+6.8)
- 平均年齢61.5歳(+2.2歳)

路上での生活

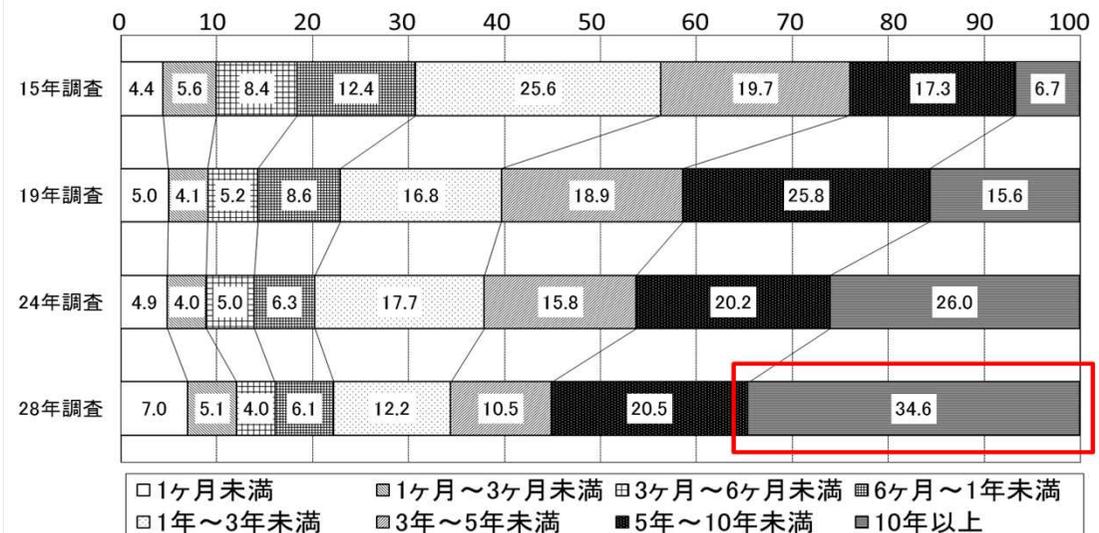
○ 今回の路上生活の期間

- ・ 「10年以上」 34.6%(+8.6)
- ・ 「5年以上10年未満」 20.5%(+0.3)
- ・ 「3年以上5年未満」 10.5%(▲5.3)
- ・ 「1年以上3年未満」 12.2%(▲5.5)
- ・ 「1年未満」 22.2%(+2.0)

年齢分布



今回の路上生活期間



(出典)平成28年10月実施「ホームレスの実態に関する全国調査」(生活実態調査)の結果を集計(精査中)。

(参考)ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 の一部を改正する法律の概要

法の目的等

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

- ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等
- ホームレスの自立への努力、国の責務等
- 基本方針及び実施計画
- 実態調査 等

これまでの経緯

- 平成14年8月 10年間の時限立法として成立（衆議院厚生労働委員長提案）
- 平成24年6月 有効期限を5年間延長する一部改正法が成立（衆議院厚生労働委員長提案）

今回の改正

<背景>

ホームレスの数は減少傾向であるものの、依然として約6千人のホームレスが確認されていることや、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等の状況を踏まえ、今後も引き続きホームレスの自立の支援等に関する施策を計画的かつ着実に推進する必要がある。

改正前

有効期限

平成29年8月6日まで

10年間延長

改正後

有効期限

平成39年8月6日まで

※ 公布日施行

3. 子どもの学習支援事業の推進

生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含めた「高校生世代」への支援を強化するとともに、幼少期からの早期支援を行う観点から、小学生がいる世帯への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

3. (1) 子どもの学習支援の充実・強化(高校生世代)

平成30年度推進枠要望額： **12.1億円**

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、高校生に対する学習支援事業の実施率は3割程度となっている。
- ◇ また、平成29年3月にまとめられた生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会において、**特に困難を抱える子どもに対する支援**（高校を中退した人、中学卒業後進学していない人など）が論点の一つとして提起されている。
- ◇ このため、**高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含めた「高校生世代」に対する**学習支援や相談支援、居場所機能の提供などを含めた**総合的な支援を強化**することより、将来の自立や進学に繋がられるような取組の支援を行っていく。

対象経費

- ◇ 支援員人件費等（人件費・旅費） ◇ セミナー等開催費用（会議費・旅費等） ◇ その他費用（旅費、通信費等） etc..

★生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（抜粋）

（特に困難を抱える子どもに対する支援）

- 高校生や高校中退した人、中学卒業後進学していない人などの10代の若年層に対する支援が不足しているのではないか。学習支援だけでなく、自立に向けた相談支援を必要とする子どももいるのではないか。

★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書（抜粋）

（2）地域レベルの実践的な取組の更なる推進

- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…（中略）既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、孤立防止や、危機介入に生かしていくべきである。

高校生世代への支援メニュー

- 学習支援・進路相談
- 高校中退防止の取組
- 家庭訪問の取組
- 居場所づくり、日常生活支援
- 親への養育支援
- 世帯全体への支援
- 教育機関との連携

新

- 進学・就労に向けた進路選択のための相談・セミナー開催等
- 中卒者、中退者への再就学等相談支援



高校生

高校生世代

拡充



3. (2) 子どもの学習支援の充実・強化(小学生)

平成30年度推進枠要望額： **9.9億円**

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、「**学習支援事業**」の対象となった子どもは、中学生を8割以上の自治体対象しているのに対し、学年が下がるにつれて低くなり、**小学校低学年では3割程度**となっている。
- ◇ また同調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘されている。**
- ◇ 貧困の連鎖の防止の観点から、早い段階からの支援が重要であり、**特に小学生がいる世帯に対し、子どもの養育に関する専門知識を有する者が、家庭学習の定着と子どもや親が有する養育問題を解決するため、巡回支援等を実施する取組を強化し、家庭全体の支援を行う。**

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費） ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等） ◇ その他費用（旅費、通信費等） etc..

支援イメージ

◎ 幼少期からの早期支援の必要性

※学童に行かない・行けない子どもなどを対象とした

- 学習習慣の定着に向けた支援
- 基礎学力の定着

を目的とする

巡回支援等
取組強化

家庭全体を支援



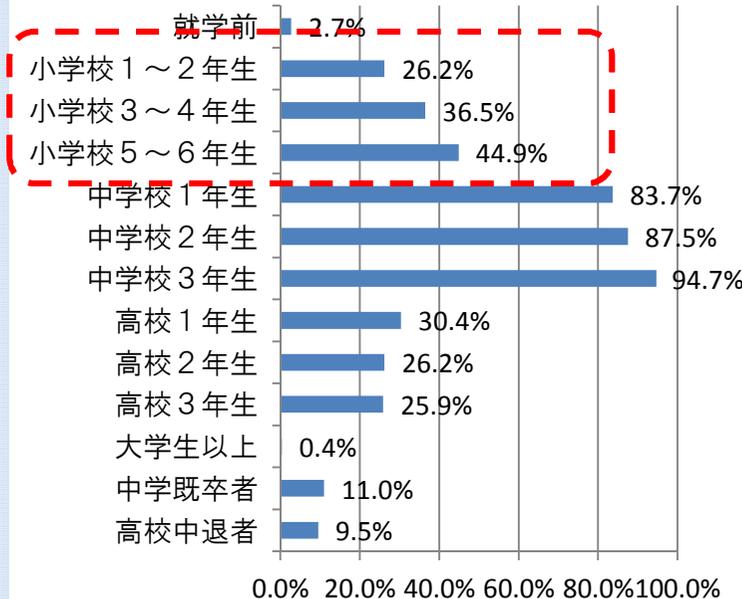
学習支援（教室）へ



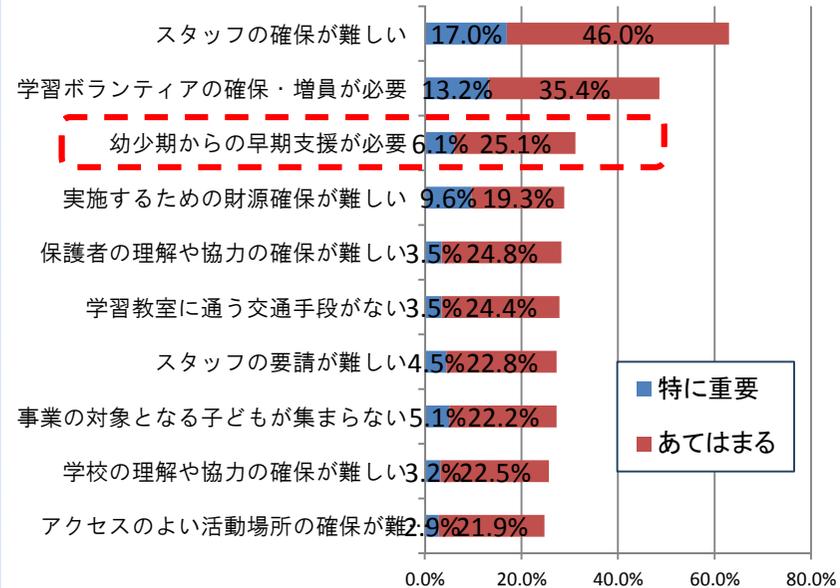
ステップアップ

- ・学校からのプリント確認
- ・宿題を行う習慣づくり
- ・親への養育支援 など

学習支援事業における学校段階・学年要件



事業実施団体の実施運営上の課題

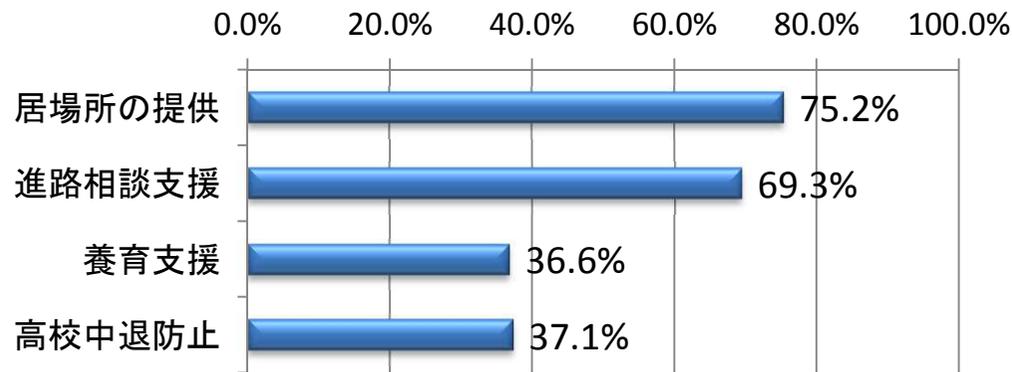


※出典：いずれも平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット）

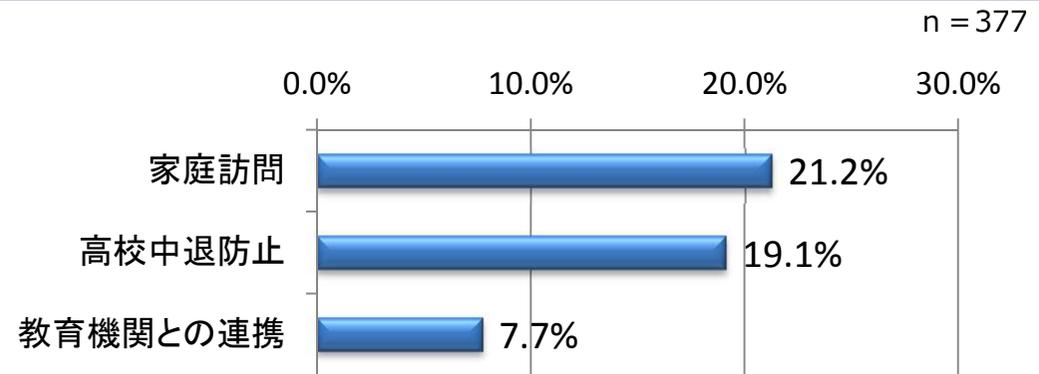
(参考)子どもの学習支援事業の実施状況・利用状況

- 事業内容としては、学習支援に加えて「居場所の提供」や「進路相談支援」が約7割の自治体で実施されており、事業費加算も活用されている。
- 学習支援(学習教室や訪問形式)の参加者では、中学生(64.5%(うち中学1・2年生34.0%、中学3年生30.5%))が最も多い。

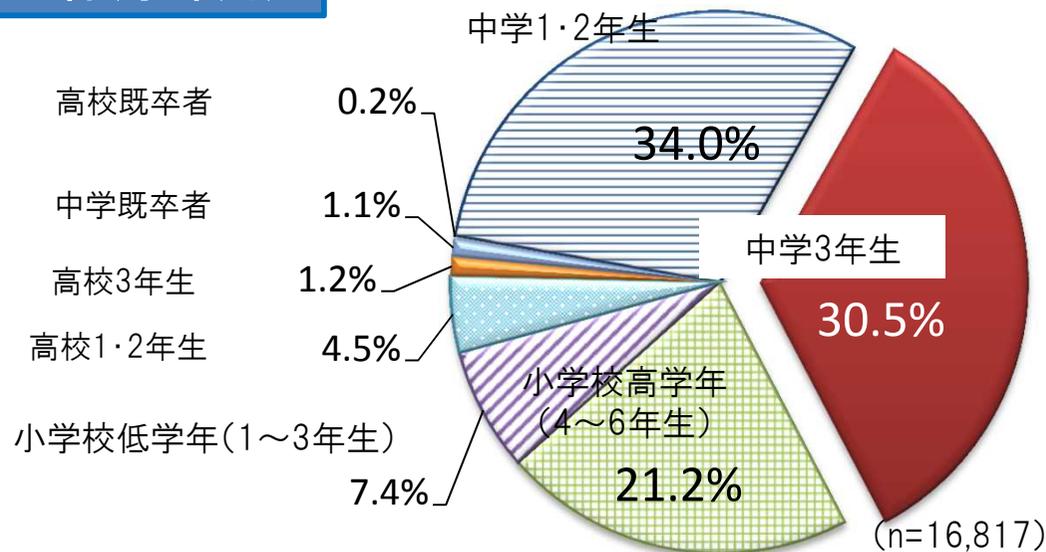
1. 事業内容ごとの実施状況 (複数回答) n = 423



2. 事業強化策(加算措置)の取り組み状況 複数回答 n = 377



3. 学習支援の参加者(学年別)



(出典)1は、平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査。
 2は平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。
 3は、平成27年度自立相談支援事業等実績調査

4. 居住支援の推進

社会的孤立状態にある生活困窮者等に対し、生活困窮者同士・地域住民との間で「支え合い」を創造・提供できるような「住まい方の支援」に取り組むことにより、地域で住み続けられる環境づくりを推進する。

4. 支え合い型居住継続支援事業（仮称）

平成30年度推進枠要望：2.5億円

- ◇ 生活困窮者を含む低所得者は賃貸住宅に居住している割合が高いが、賃貸住宅（家主）では、緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納・近隣トラブル・孤独死等の懸念から入居・更新拒否もみられる。これに対応する民間サービスも存在するが、生活困窮者は費用負担が困難であり、民間サービスが供給されていない地域もある。
- ◇ 就職活動や安定した生活のため、生活困窮者が住居を喪失しないことが極めて重要であるが、「この人の生活は誰かが見ているから大丈夫」という安心感を家主に提供することも重要である。
- ◇ 家主を安心させるためには、家賃滞納・近隣トラブル・孤独死等の背後にある「孤立した生活」の問題を解消する必要があるが、先進の民間実践では、社会福祉法人やNPO等が物件をサブリース等で確保し生活困窮者等を入居させ、同じ共同住宅やご近所圏に入居する者同士、或いは地域住民との間で支え合う・見守り合うという孤立解消法・事業体系が存在する。
- ◇ そこで、こうした事業を行いうる民間事業者を発掘するとともに、専門の職員等が入居者に直接「見守り・生活支援」を行うよりむしろ、入居者同士・地域住民との間で「支え合い」を創造・提供できるような「住まい方の支援（互助の醸成）」に取り組むことにより、地域で住み続けられる環境を整えていく必要がある。

対象経費

- ◇ 地域との交流の場開拓 ◇ 入居者同士・地域住民との互助による支え合いを支援する取組 等

事業の概要

実施者

自治体
(委託可)

互助の醸成
に伴走

・入居者同士の相互理解によりお互いを支え合う関係づくり、話し合いの場、役割分担

・入居者主体による食事会、外出、イベント等の開催を通じた仲間づくり

・地域の行事やボランティア活動に参加、共同リビングも活用した地域住民との支え合い

生活の互助

仲間づくり

地域との互助

社会福祉法人・NPO等の居住支援事業の中で提供される支え合い

孤立の解消
家主の安心
居住の継続

★骨太の方針2017（抜粋）

○ 支援につながない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえ、就労準備支援事業の促進策や家計相談、子供の学習支援、**居住支援の推進**など、自立に向けた支援メニューの見直しについて費用や効果の観点も踏まえつつ検討する。

★事業イメージ

生活困窮者等



- ・緊急連絡先の確保
- ・家賃滞納
- ・近隣トラブル
- ・孤独死 等の懸念からの入居・更新拒否

背景には

「孤立した生活」

【自治体(委託可)】



事業内容

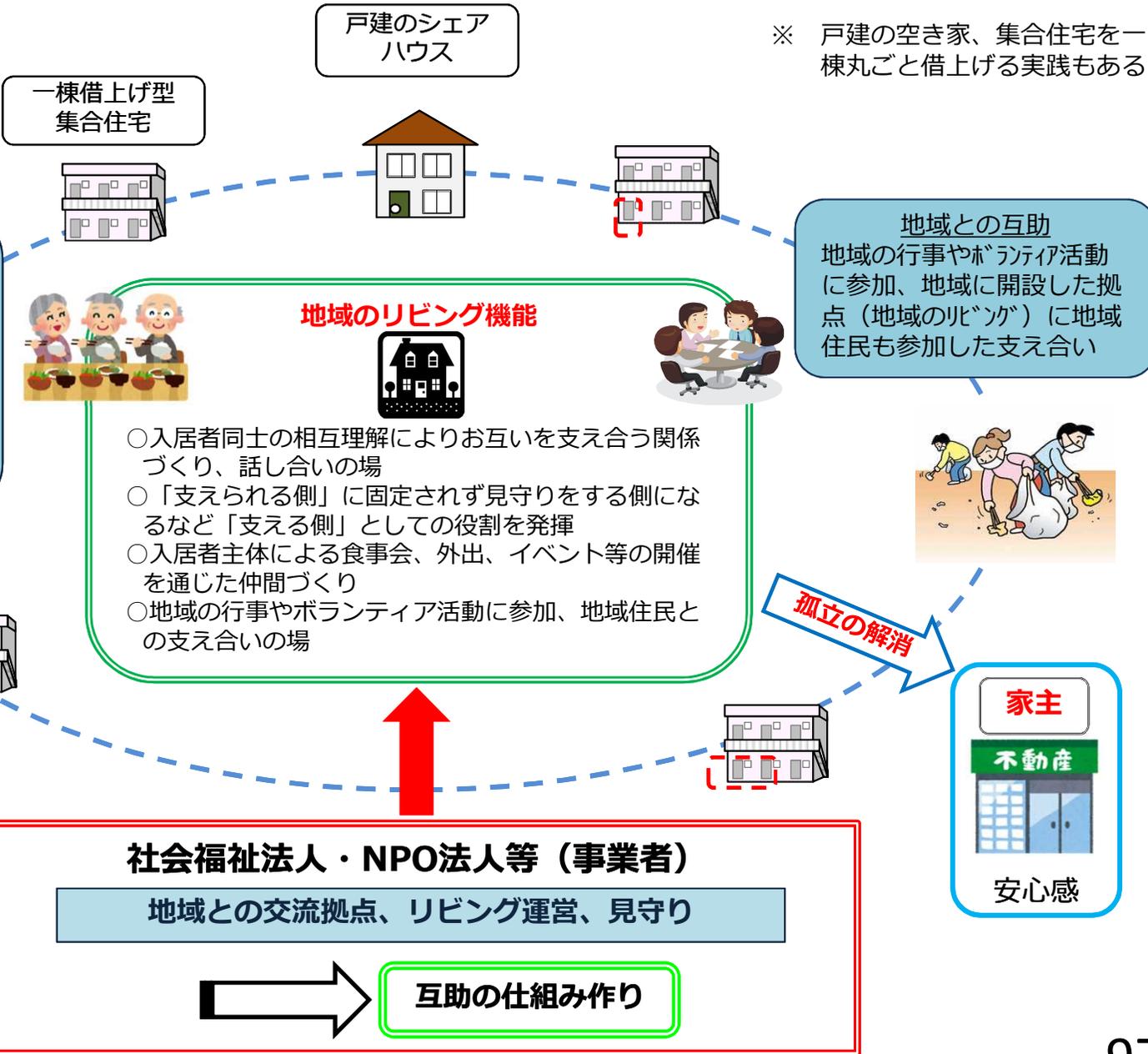
- ◇地域との交流の場開拓
- ◇地域リビングを拠点とした入居者同士・地域住民との互助による支え合いを支援する取組 等

委託

社会福祉法人・NPO法人等（事業者）

地域との交流拠点、リビング運営、見守り

互助の仕組み作り



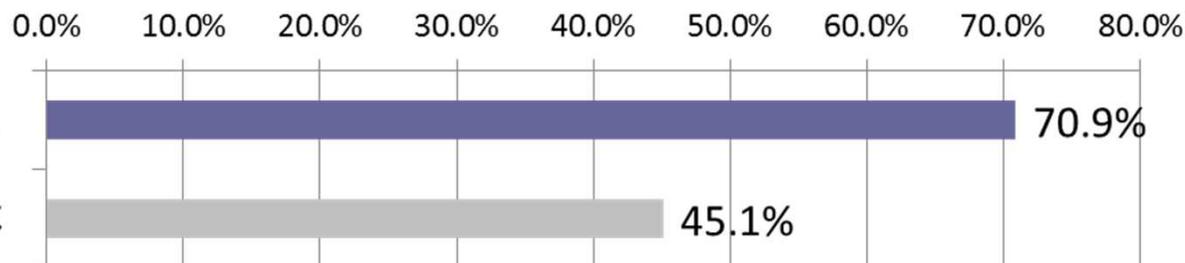
(参考) 居住支援ニーズと社会的孤立の関係

○ 住まいの喪失により生活困窮に至ったケース(プラン作成ケース)は、全体と比較して「同居家族がない」「人間関係・社会とのつながりに課題がある」「経済的に頼れる人がいない」割合が高く、社会的孤立の状況にあることがわかる。

1. 「同居家族なし」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

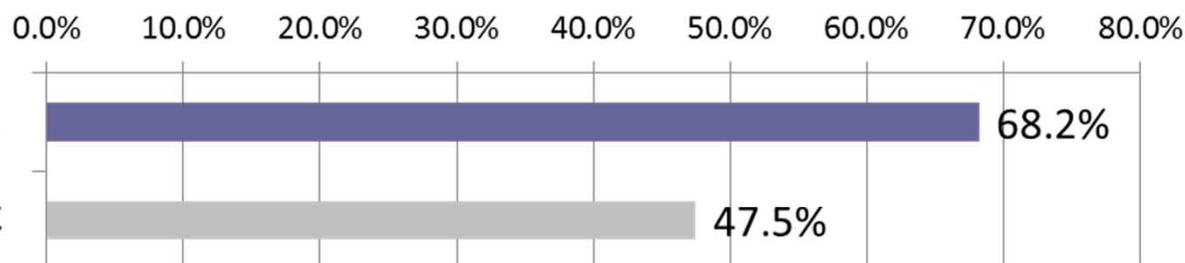
ケース全体



2. 「人間関係・社会とのつながりに問題がある」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

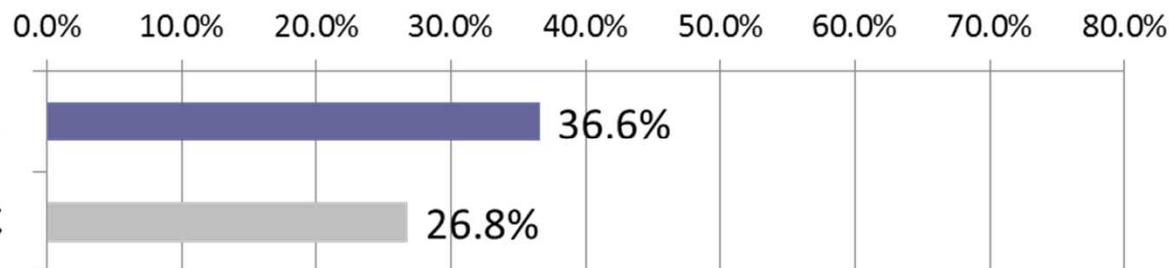
ケース全体



3. 「経済的に頼れる人がいない」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

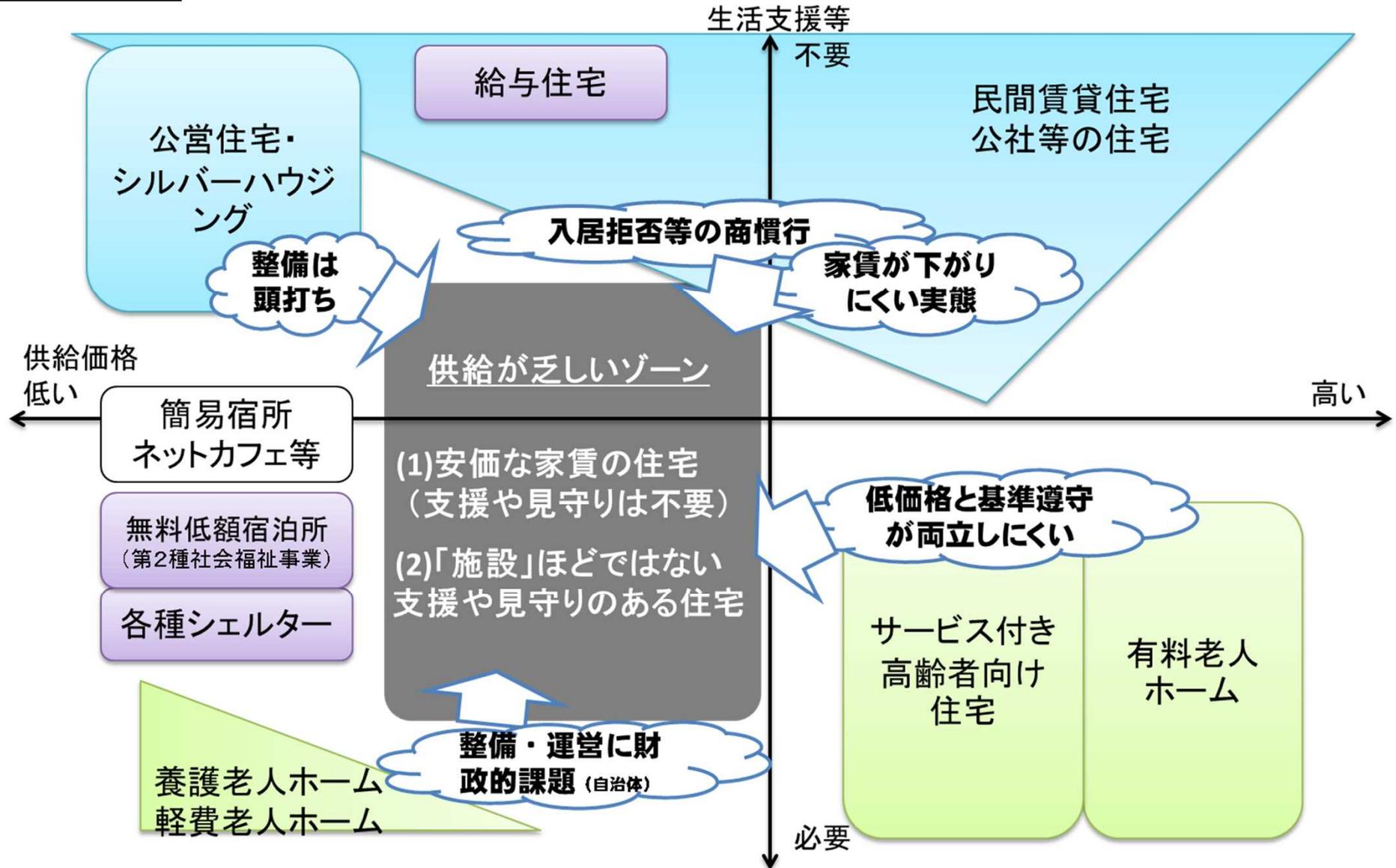
ケース全体



(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮の発生メカニズムに関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)。人口15万人以上の156自治体におけるプラン作成ケース2,694件について、生活の困窮状況とライフヒストリーに関するアンケート調査を実施したもの。住まいの喪失により生活困窮に至ったケースはうち292件。

(参考)居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
(株式会社野村総合研究所)より



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年4月26日公布 平成29年10月25日施行)

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者^{*}の状況

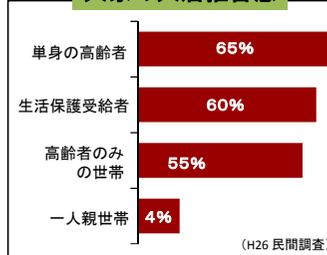
^{*} 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%])
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇄ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

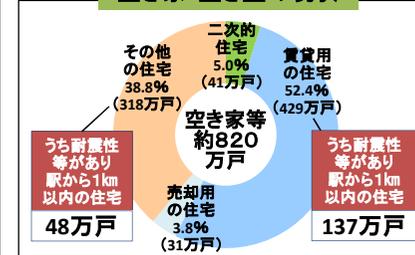
○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



➔ **空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化**

法案の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

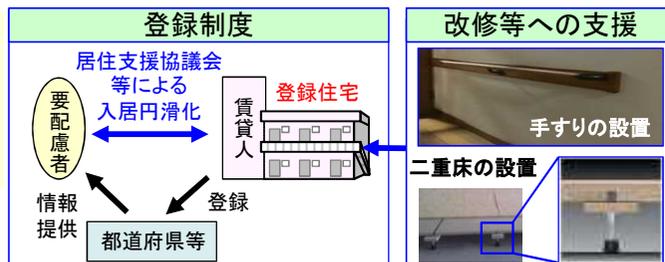
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付^{*}を推進

^{*} 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合
39% (① 669+② 17=686市区町村)(2016年)
⇒80% (①+② ≥ 1,393市区町村)(2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化



福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長
社会・援護局 保護課長
地域福祉課長
地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

障害保健福祉部長
障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長
老健局 高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長
雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長
住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長
住宅総合整備課長
住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
安心居住推進課長

土地・建設産業局長
土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等

○第3回連絡協議会(平成29年6月29日)

- ・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論の経過等について
- ・低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行にむけて 等



第1回連絡協議会の様子



(参考) 居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な家賃の住宅の確保



新住宅セーフティネットによる対応

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。

2. 入居支援の強化



- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。

3. 家賃債務保証の円滑化



- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。

4. 施設ほどではない支援や見守りの提供



- 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしうる枠組みとなっているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。
- 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる(次ページ)。

(参考)「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組(墨田区・台東区)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



共同リビング

共同リビング・サロン

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

NPO法人抱樸による取組(北九州市)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



(互助会運営委員会の様子)

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」(低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業)の取組(豊後大野市)

戸建ての空き家を活用

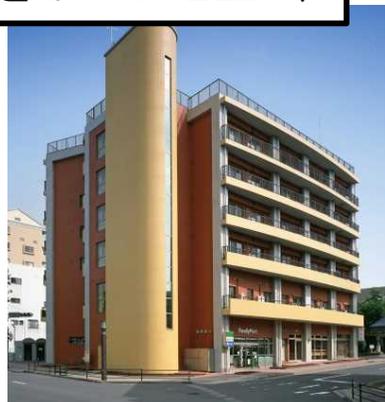


シェアハウスでの同居

養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

ナガヤタワーにおける取組(鹿児島市)

通常の民間マンション(6階建て・1R~2LDK)



共同リビング・台所・風呂

共同生活の調整役として、相談員が交流企画(食事会やサークル活動等)を担う。

新住宅SN制度は福祉部局において積極的に活用

- 今般整備された「新たな住宅セーフティネット制度」を効果的に活用していくためには、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る自治体の福祉部局の役割が極めて重要となる。
- そこで、市区町村の福祉部局には、自ら住宅部局に対して、例えば以下のような取組を行い、新住宅SN制度を十分に活用・推進していくことが期待される。
 - 福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズについて、住宅部局との間でしっかりと共有し、とりわけ、低家賃の住宅を必要とする者については住宅部局へ確実に連絡するなど、協力して住宅の確保に努める。
 - 地域資源の開拓の観点から、地域の社会福祉法人・NPO等に対して居住支援法人への指定の申請を働きかけるとともに、その指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦(福祉分野の項目)に協力していく。